

周防大島町告示第97号

平成29年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年12月1日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成29年12月8日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

○12月15日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成29年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第7 議案第2号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第3号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第4号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第5号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第7号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第8号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第11号 周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について(質疑・討論・採決)

- 日程第23 議案第18号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第19号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第25 議案第20号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第21号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第22号 平成29年度浮島地区海底送水管布設事業 浮島配水池土木工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議案第2号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第3号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第8号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第11号 周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

- 日程第20 議案第15号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第18号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第19号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第25 議案第20号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第21号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第22号 平成29年度浮島地区海底送水管布設事業 浮島配水池土木工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	古崎 敏雄君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	林 輝昭君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	……………	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君	税務課長	……………	大下 崇生君
社会教育課長	……………	藤井 郁男君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成29年第4回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は会議規則第127条の規定により、13番、小田貞利議員、1番、藤本浄孝議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月1日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの11日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してあ

る会期日程のとおり、本日から12月18日までの11日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月以降本日まで、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しております。

次に、陳情・要望について、2件受理しております。議会運営委員会でお諮りをいただき、陳情・要望第5号公共事業予算の確保についてと、陳情・要望第6号平成30年度町予算編成に際しての商工会助成については、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、11月2日、山口県町議会議長会11月定例会が開催され、平成30年度事業計画について協議がなされ、議決されました。

11月21日、第36回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議など特別決議1件、14項目の要望が議決されました。

翌22日には第62回町村議会議長全国大会が開催され、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など特別決議5件、26項目の要望、さらには一部の自治体において議員定数を割り込む状況も散見され始めた、議員のなり手確保に関する重点要望が議決されました。

続いて、研修について、11月17日、当町引き受けで、山口県町議会広報研修会が開催され、県内各町から議員及び事務局職員合わせて34名の参加により、議会広報発行に関する活動について、それぞれの課題を持ち寄り意見交換の上、研修を実施されました。

続いて、町人会関係について、10月1日の近畿東和会へ小田議員が、10月21日の東京東和町人会へ新山議員が、翌22日の近畿久賀倶楽部には吉田議員が、さらに11月18日の東京大島郡人会には小田議員、平野議員と私荒川が出席し、翌11月19日の近畿大島会へは私荒川が出席いたしました。それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の輪を広め、昨今、全国版のメディアで報道の機会の増えた周防大島町に対する各町人会の皆様のふるさとを思う熱い思いに、議会人として責任の重さを改めて感じました。出席された関係議員の皆さん、大変お疲れさまでした。

また、今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されており、この件につきましては議員派遣として御議決をいただく予定としておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、表彰に関しましては、松井岑雄議員が監査委員として10年以上もの長きにわたり、行財政の運営確保と社会的信頼性の高揚に寄与した功労が認められ、地方自治法施行70周年記念監査事務功労者総務大臣表彰を受けられました。私ども同僚といたしましても御同慶の至りであります。松井議員、本当におめでとうございます。今後ますますの御活躍を祈念しております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

平成29年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙な折にもかかわりませず御参集を賜り、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を4件、御報告を申し上げさせていただきます。

まず、1点は、豊魚祭の開催及びみなとオアシス安下庄の登録についてであります。

去る11月26日、山口県・山口県漁業協同組合・漁業系統団体・周防大島町で構成する実行委員会が主催する豊魚祭が、山口県知事、山口県議会議長、同副議長、農林水産各委員、周防大島町議会議長等を来賓としてお迎えし、橘総合センターで開催されました。

豊魚祭とは、森・川・海を一体的に捉えた環境保全の観点から、海や川の恵みの豊かさを再発見し、水産業の置かれている現状や将来のあり方を共通認識し、相互の理解を深めていくためのふれあいの機会とすることを目的として、県内各地で毎年開催され、今回で45回目を迎えることとなりました。

式典においては、県内小中学生を対象に、ふるさとの海・川に関するポスターの表彰も行われ、町内から4人の生徒児童さんが表彰を受けられました。

その後、安下庄港埋立地の護岸から、豊かな海となることを願い、関係者によるキジハタ、トラフグ等の種苗放流を行いました。

また、豊魚祭の式典後、みなとオアシス安下庄の登録証交付式が開催されました。みなとオアシスと申しますのは、みなとを核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を、市町の申請に基づき、国土交通省が登録する制度であります。みなとオアシス安下庄は、全国で104カ所目、山口県内で申しますと由宇、三田尻中関、下関に次いで4カ所目として、正式に登録されたところであります。

みなとオアシス安下庄は、安下庄港にある海の市広場を中心に、橘庁舎、橘グリーンパーク、

庄南ビーチ、田ノ浦A・B突堤、橘ウインドパークや、停泊・係留施設として真宮G護岸、庄物揚場で構成されておりまして、各施設を相互に連携させ、有効利用することにより、地域の活性化を図るというものであります。

現在も、安下庄海の市、周防大島花火大会など、さまざまな地域振興の取り組みが続けられておりますが、さらなるにぎわいの創出として、地域振興を支える役割が期待されたところでございます。

また、みなとオアシスに登録されることにより、みなとオアシスの標章でありますシンボルマークですが、これの使用とか、国土交通省中国地方整備局等のホームページ等による広報など、みなとの振興に関する各種支援を受けることができます。

このたびの登録を契機として、安下庄地区がより一層、みなとを核としたまちづくりの拠点として発展していくよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2点目でございますが、陸奥記念館、陸奥野営場、なぎさ水族館及び橘ウインドパークの管理運営についてでございます。

商工観光課が所管します陸奥記念館、陸奥野営場、なぎさ水族館及び橘ウインドパークの平成30年度以降の管理運営につきまして、これを指定管理により行うものとして、先般、指定管理者の募集を行ったところであります。しかしながら、公募の結果、応募者がございませんでしたので、陸奥記念館、陸奥野営場、なぎさ水族館及び橘ウインドパークの平成30年度の管理運営につきましては、町の直営により行うことといたしましたので御報告させていただきます。

3点目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、今日までのその経過について御報告をさせていただきます。

空母艦載機部隊の岩国基地への移駐について、本年8月9日に第一陣の早期警戒機E-2Dの5機が岩国基地に移駐したことは、前回の定例会において御報告したとおりでございますが、その後、11月15日に既存の米海兵隊のAV-8Bハリアーから機種更新された6機のF-35Bが岩国飛行場に到着したことで、この海兵隊の機種更新、16機の配備が完了したところでございます。

11月27日には中国四国防衛局から、同月22日に発生いたしましたC-2輸送機の墜落事故の状況と第二陣となるFA-18戦闘攻撃機スーパーホーネットなどの移駐が開始されることの説明がありましたので、安全運用の徹底と安心安全対策について強く申し入れを行いました。

翌28日には、既に到着していたEA-18Gグラウラー電子戦機を含め、計26機が移転のため岩国飛行場に到着したとの連絡があり、12月1日には、FA-18戦闘攻撃機スーパーホーネットの2部隊、24機程度、EA-18Gグラウラー電子戦機の1部隊、6機程度の移駐が完了したとの報告を受けたところでございます。

続いて、12月4日には、中国四国防衛局からC-2輸送機の事故及び移駐計画について説明があり、米側から、事故が発生した11月22日以降、徹底的なメンテナンス検査を実施し、安全に任務に復帰できることを確認したこと。C-2は技術上の問題や整備上の問題がないことを確認し、米側としては、引き続き、航空機の安全管理に努める旨の説明がありましたので、航空機の安全性の確保、安全運用の徹底と、騒音や事故等への不安が軽減されるよう配慮することについて、再度、強く申し入れを行ったところであります。

また、移駐計画につきましては12月4日に中国四国防衛局から、12月4日以降にC-2輸送機、1機の移駐について説明があり、翌日の12月5日に岩国飛行場に到着したというところであります。

これにより、空母艦載機につきましては、8月の早期警戒機E-2DからこのたびのC-2輸送機までの合計36機の移駐が完了したとみられており、今後は来年5月までにFA-18戦闘攻撃機スーパーホーネット2部隊の24機が、段階的に厚木飛行場から岩国飛行場へ移る予定であります。引き続きその動向を注視していきたいと思っております。

なお、本町が中国四国防衛局に要望した新たな騒音測定器の設置につきましては、屋代・小松地区においては既に大島中学校屋上への設置工事は完了し、伊保田地区においても年度内に設置されることが防衛局から示されたところでございます。

地域振興策につきましては、国から市町への再編交付金制度の拡充措置について、前向きに検討する旨の回答を得ており、去る11月9日に、山口県と本町を含む1市2町が上京し、国に空母艦載機の移駐後の安心安全対策の推進及び地域振興策の拡充について、岩国基地関連の特別要望を実施したところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も継続して本議会へ報告するとともに、県及び関係市町と協議を重ね、適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、東和病院職員の不祥事について、再度御報告を申し上げたいと思います。

周防大島町病院事業局は、書類を改ざんし、電算システムを不正に操作した上で、公金を横領した職員の懲戒免職処分を平成29年11月30日付で行いました。

周防大島町立東和病院事務室勤務の主事、男性35歳が、平成28年8月から平成29年10月までの期間において、診療に係る患者の自己負担金の入金があったものから、入金伝票を破棄し、関係書類を改ざんし、電算機に虚偽の情報または不正な指令を与え、正規の調定額を偽の調定額に改ざんするなど、医事会計システムを不正に操作し、発覚を免れるなどして、破棄した入金伝票に相当する現金571万3,384円、これは45件であります。これを着服したものとされます。

なお、入金伝票を破棄し、電算システムの記録を改ざんしているため詳細な調査を要しますが、総額では約1,700万円に及ぶことが予想されております。

事件概要は、当該職員の家族を通じ、本人の申し出により発覚したもので、当初、公金の着服をしたと思う、お金は何に使ったかわからないという曖昧な表現が繰り返されておりましたが、公金の着服をし、遊興費に充てたということを認めておるところであります。

病院事業局におきまして、平成27年7月から平成29年10月までの関係書類を精査し、電算資料を復元するなどして——この電算資料を復元するというのは、システムエンジニアなどを入れてから電算資料の復元をするなど、そういうことをやった結果、不明金を確認されているところでございます。

病院事業局の調査では、当該職員は返済の意思はあるということではありますが、本人は着服した金額を覚えていないと言っておりまして、また、全容解明がなされていない状況でありますので、損害賠償の請求に至っていないため、現時点では損害額について、返済されていないという状況であります。

以上のことは、11月15日及び12月1日の議会全員協議会において報告をしたとおりであります。その後、12月6日に告訴人代理人の弁護士を通じて、柳井警察署に告訴状及び関係資料を提出したところでありまして、今後これが受理された後には、警察により告訴状をもとに詳細な捜査がなされるものと思っておりますので、これに協力していきたいと思っております。

再発防止策の対応につきましても順次取り組んでおりますが、今回の事例を踏まえまして、医事会計システムにおいてシステムエンジニア等と協議検討をしておりますが、不正な処理が行えないようにするというのは、これはもちろんであります。不正を仮に行ったとしても、必ずそのチェックがかかるというような機能に新しく改善、改修をしていきたいということを、今協議を進めているところでございます。

収納業務では、業務を1人に集中させないよう分担し、現金と伝票、集計表、集計リストの全てが一致することはもちろんですが、変更、更正の操作、記録を含めてチェック機能がきちんと働くように機能を強化するということに取り組んでいきたいと思っております。

未収金におきましては、未収納者への早期の督促を行うということで、これが本当の未収かどうかというのがそこで明らかになるということになりますので、さらに未収金の適正な管理を行うということといたしたいと考えております。

これら含めて、病院事業局全ての病院・施設での再発防止に努めることといたしております。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、専決処分の報告1件、補正予算に関するもの

10件、条例の制定、改正についてが6件、指定管理者の指定5件、工事の請負契約の締結に関するもの1件の合計23件であります。

報告第1号は、平成28年度久賀・大島地区——これ久賀・大島地区と言いましても小松なんです、小松の管路施設整備工事第1工区の請負変更契約につきまして、専決処分により処理をしたことを議会に報告するものでございます。

議案第1号は、解散により急きょ行われることとなりました衆議院議員総選挙に係る執行経費を措置するため、平成29年度一般会計補正予算（第3号）であります、これを専決処分により処理したことにつきまして、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、平成29年度一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算に1億2,039万8,000円を追加し、予算の総額を148億2,361万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から1,000円を減額し、補正後の予算の総額を37億3,126万4,000円とするものであります。

議案第4号は、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に30万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,616万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から257万円を減額し、補正後の予算の総額を35億7,118万6,000円とするものであります。

議案第6号は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に420万円を追加し、補正後の予算の総額を1億5,114万円とするものであります。

議案第7号は、平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に297万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を14億4,655万円とするものでございます。

議案第8号は、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から12万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億4,772万4,000円とするものであります。

議案第9号は、平成29年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に262万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を9,697万3,000円とするものであります。

議案第10号は、平成29年度水道事業企業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出予算を補正するものであります。

議案第11号は、周防大島町医療確保対策事業基金条例を新たに制定しようとするものであります。

本年度より、非常勤医師の招聘や特殊診療科の充実等により地域医療を確保するため、再編交付金を財源に病院事業局企業会計への繰り出しを行うことといたしておりますが、平成30年度以降においても引き続きこれを実施するため、その財源として基金を設置しようとするものであります。

議案第12号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業法及び人事院規則の改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業について条文の整備を行うものであります。

議案第13号周防大島町税条例の一部改正は、地方税法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正は、中学校統合方針における第一段階統合に係る、久賀中学校、東和中学校及び安下庄中学校を統合し、新しい中学校を設置することに伴いまして、条文等の整備を行うものでございます。

議案第15号は、周防大島町立保育所設置条例の一部改正であります。蒲野保育所を本年度末に廃止することに伴い、条文等の整備を行うものであります。

議案第16号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正は、公営住宅法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号から議案第21号は施設の指定管理についてであります。

議案第17号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園について、議案第18号は日本ハワイ移民資料館について、議案第19号は周防大島町立日良居保育所について、議案第20号は竜崎温泉潮風の湯について、議案第21号は周防大島町総合交流ターミナル施設について、それぞれ指定管理者の指定についてお諮りをするものであります。

議案第22号は、平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事について、大字森の有限会社木村建設と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なりまた関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろし

くお願いいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）を議題といたします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号専決処分について御報告を申し上げます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区につきましては、平成28年12月14日に有限会社木村建設と仮契約を締結し、同年第4回の定例会において御議決を賜り、12月20日に本契約とし、工事を施工いたしました。

立坑設置施工中に、施工箇所付近の設計成果に示されている土質と実際の土質の相違による圧入工法の変更、既設水道管の埋設位置調査のための試掘や、その試掘結果による管路計画の再検討のため該当区間の開削工の減工、また、薬液注入工に伴う地下水の水質監視用の井戸の追加など、施工内容に変更が生じました。

つきましては、原契約の工事請負金額1億409万6,134円に311万3,306円を増額した1億720万9,440円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、9月28日に専決の処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第6. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

御承知のとおり、去る9月28日に衆議院が解散され、10月10日告示、10月22日投票により、衆議院議員総選挙が執行されましたが、その際に選挙の執行に要する経費を予算化する必要が生じたところであります。しかしながら議会を招集する時間的余裕がなかったことから、

議案書3ページのとおり、9月28日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2,661万3,000円を追加し、予算の総額を147億322万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、衆議院議員選挙委託金2,661万3,000円を新規に計上いたしております。

歳出につきましては、12ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に、新たに3目衆議院議員選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費について歳入と同額の2,661万3,000円を新規に計上いたしております。

以上が、平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) これ9月28日に専決されたということなんですけど、その後、きょうの本会議までに臨時議会等で報告ということはできなかったのか。

それと、報酬のところで管理者、開票管理者とかの予算がありますけど、この管理者の職責というんですか業務内容、簡単に結構ですので御説明ください。

○議長(荒川 政義君) 中村総務部長。

○総務部長(中村 満男君) まず1点、専決処分の承認の提案について今日までできなかったのかということでございますけれども、当然専決処分はさせていただいておりますので、改めて臨時を招集するのではなく、直近に開かれる議会に報告し、承認を得るものというふうに思っております。それまでに臨時議会を開くような議案がなかったというところで、今回の報告になったということでございます。

それと、管理者の仕事というところでございますが、これは投票業務については、投票管理者がやるのはスムーズに、適正に執行される、その責任をもって行うのが投票管理者の責務。開票管理者につきましても、当然ながらその開票事務が適正に執行されるよう管理されるということが、その管理者の責務だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) ほかに。田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） 直近で開かれる議会でということなんですけど、そこがちょっと私も理解不足なんです。専決の報告だけで臨時議会を開くことはできないとかいう、そういう何か取り決めとか規定があるんでしょうか。

それと、今の管理者、投票管理者についてなんですけど、これは直接ではありませんが、住民の方からお聞きした話なんですけど、投票管理者、投票に行ったらテレビを見よったというようなこともあって、その辺、テレビをつけているときもあるでしょうけど、その辺はやはり、投票管理ということに集中しなきゃいけないという義務があるはずで、責任もあるはずですから、その辺誤解を与えないように指導というんですかね、ちゃんと管理——管理と言ったら失礼ですけど、徹底していただきたいと思いますが、その辺についてちょっと御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず専決処分の話なんですけれども、やはり議会を開くいとまがないということで専決処分させていただいておりますので、それ以降については、その専決処分の承認のためだけに議会を招集するということは、これまでなかったと思いますし、その必要はないんじゃないか。直近に行われる定例会であり、臨時が当然開かれれば、臨時の際にあわせて専決処分の議決をいただくというのが、やり方だというふうに思っております。（「明確な規定はないちゅうことよね」と呼ぶ者あり） 済いません、ちょっとそこは勉強不足で申しわけないんですが。（「あるよね。次の議会で報告する」と呼ぶ者あり） 済いません、次の議会で報告するという規定はあると思います。

それと、先ほど言われました選挙の投票の管理者の場合ですね、テレビをとということでございましたが、その話については、私どもちょっと耳に入っておりますが、そのときは申しわけございません、実際には時間を正確に把握するために、テレビによってその時間というのを見ておった、それがたまたま消さなかったというふうに報告を受けております。

いずれにしても、投票事務を行う際にあたって、そういうところは好ましくないというのは私らもそう思っていますので、今後は十分注意していきたいというふうに思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） 直近で開かれる議会だからというのは、臨時を開かないということとは、また別の話であると思うんです。次の議会で報告するというのは、次の議会というのは臨時を開かないでということでは、そういう根拠ではないと思うんですけど、その辺は次の議会ということが、もう臨時を開いてまでやらないということの根拠なのかどうか、明確に御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと今地方自治法ここに、手元がないので明確にお答えできないと

と思いますが、179条か180条、あこらあたりが専決処分の条文だったと思いますが、いずれにしても専決処分を行うということ自体が、通常の議会を開催できないという特殊な事情があるときの特例としてから専決処分を行うというふうになっております。

それで、次に開催される議会に報告し、承認を求めるとというのが、私たちが今理解しておるところでございますが、臨時議会を開催し、これの専決処分の報告をし、承認を求めるというふうになっていなかったのではないかというふうに思います。

ちょっと非常に微妙なところでございますので、開いてはいけないとかいうふうには思っていないと思いますが、地方自治法の条文の中にも、次の開催される議会で報告し、承認を求めるというふうに書いてあったのではないかというふうに思っておりますので、その条文の解釈でございますが、開いて承認を求めてはいけないというふうにはなっていないとは思いますが、そこら辺はちょっと微妙なところでございますので、もう少しちょっと法律をきちんと読みといてみたいと思います。

いずれにしても、例えば専決処分してからすごく長い期間が、承認を求める期間の間にあったということであれば、そういうことのお話になるかなと思いますが、通常であれば大体定例会が3カ月に1回開かれるわけでございますから、長くても3カ月以内には報告承認を求められるという制度になっているということからしたら、特に臨時議会を開いてまでというふうには思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 専決処分の時間的な問題だと思うんですが、専決処分というのは、あくまでも予算執行の議決権の例外であるべきであることは何も異論はないと思うんですが、時間的に議会の開催時間がなかったと、執行するまでという問題と、今町長がおっしゃるのは、処分書を出したあとにその議会を開催せにゃいけないのかどうかという問題と分けて考える必要があると思うんですね。

専決処分したあとは、さっきから言われるように、直近の議会に報告しなければならないというふうに条文にもあったように私は記憶しているんですが、それはそれでいいと思います。だけど、実際に議会を開くいとまがなかったのか、あるいはこういうことでいちいち議会を招集するということをためらったといいますか、そういうことで議会を開かずに専決処分をしたのか、そこが時間的に本当に予算の執行までに、この問題だけで議会を開くというような時間的なゆとりがなかったのか、その問題とは分けて考えにゃいけないのですね、と思うんです。

私が言っている後者の問題として、開くいとまがなかったというのは、いつからいつまでに開くいとまがなかったのかという、そこを明らかにしていかにゃいけないというのが、今の議論聞いていて、これは選挙のことなんで、私もそんなに異論を挟むつもりはありませんけれども、でも

やっぱり専決処分というのはあくまでも議会の議決権の例外であるべきことなので、そこは考え方としてはっきりしておくいい機会じゃないかと思いますんで、お伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 地方自治法第179条に、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときに、長が専決処分をすることができるという条文になっておるわけでごさいます、今回の場合は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったというふうに、それが明らかであったというふうに思っております。

解散をするぞ、するぞと言いつたから、予算を出すということにはならないと思います。衆議院が解散され、そしてまた選挙日程がきちんと決まれば、当然のことながらその日からすぐにも準備をしなければならないということからしたら、議会を招集するほどの時間的余裕がないと明らかになったというふうに思っております。

それと今、砂田議員さんがおっしゃられた、時間的余裕があるかないかということについては、今回のことを指して言われておるのではないんじゃないかというふうに思っているところでございますが、この後にも、いろいろ出てまいります、特によく、そういう議論がこれまでもたくさんあったと思うんですが、実は地方税法の改正のことがございます。大体3月末で切れて、4月1日から新しい地方税法の改正を町の税条例に反映させなければならないというときに、よくこの議論が行われるんですが。

これについても国の法律が、例えば3月の末に国会を通過して、そして施行されたというときに、町の条例改正の時間的余裕がなかった、いとまがなかったということに該当するというところでございますので、みだりにこの179条の時間的余裕がないことが明らかというふうに運用するということはないというふうには思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時15分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立、全員であります。よって本案は承認することに決定いたしました。

日程第7. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第2号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。別冊の補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1億2,039万8,000円を追加し、予算の総額を148億2,361万9,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の設定を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細により御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳入の11款分担金及び負担金2項負担金は、養護老人ホームへの入所者増による老人保護措置費負担金を追加計上いたしております。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上を、障害福祉費負担金においては、歳出に連動して、障害者自立支援給付費負担金等を追加計上するものでございます。

また、2目衛生費国庫負担金においては、医療の長期継続が見込まれることから未熟児養育医療負担金を追加いたしております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、財源の調整による再編交付金の追加、2目民生費国庫補助金は、システム改修の財源として介護保険事業費補助金の計上、7目教育費国庫補助金は、補助対象事業費の減額による防衛施設周辺防音事業補助金の減額計上でございます。

12ページ、14款県支出金1項県負担金1目民生費負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金等を追加計上いたしております。

また、2目衛生費県負担金においても同様に、未熟児養育医療負担金を追加計上でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保

負担軽減対策費助成事業補助金の追加を、3目衛生費県補助金は、水道料金の高料金対策に係る末端水道事業分として山口県から交付される水価安定補助金を新規に計上いたしております。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、日良居地区の地形図作成業務の財源として単県農山漁村整備事業補助金及び農地集積に係る対象農地の確定に伴う機構集積協力金交付事業補助金等を、また、水産業費補助金は、追加内示によるニューフィッシャー確保育成推進事業補助金を追加計上いたしております。

13ページ、16款寄附金1項寄附金1目一般寄付金は、全国からの寄附金の増額が見込まれることから、ふるさと寄附金の追加、2目教育費寄附金は、社会教育に役立ててほしい趣旨の寄附採納があったことによる社会教育費寄附金を追加計上するものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金5,487万4,000円を取り崩し、今回の補正予算に財源調整を行っております。

19款諸収入は、片添ヶ浜施設使用料につきまして、これまでの実績から300万円追加、日良居保育所への広域入所が決定されたことによる公立保育所運営費、町外児童入所でございますが——等をそれぞれ追加計上するものでございます。

14ページ、20款町債は、水産業債、過疎対策事業債及び合併特例事業債におきまして、歳出予算の増減に伴い調整を行うものでございます。

次に、歳出でございます。15ページをお願いいたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動及び退職、休職等に伴う職員人件費の調整等を行っており、その総額は、一般会計において1,619万円の減額、漁業集落排水事業特別会計及び病院事業局企業会計を除く特別会計において178万8,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明いたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費は、単価改正による臨時職員賃金の追加計上でございます。

16ページ、2目文書広報費は、利用料の改正による電波利用負担金の追加、5目財産管理費は、社会教育費寄附金1,000万円を財源として次年度に活用するため、まち・ひと・しごと創生基金への積み立て、再編交付金を財源とする観光振興事業助成基金、外国語活動推進事業基金及び議案第11号により条例制定についてお諮りいたします周防大島町医療確保対策事業基金への積み立てを計上するものでございます。

なお、6目企画費は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴う返礼品等の経費及び基金への積み立てについての追加計上でございます。

17ページ、7目支所及び出張所費は、地域要望に対応するための工事請負費等を追加計上す

るとともに、18ページ、油田出張所経費から白木出張所経費は、単価改定による非常勤嘱託職員報酬の不足見込み額をそれぞれ計上するものでございます。

20ページ、3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費は、障害者自立支援給付費事業において、高額な補装具申請があったことによる補装具費給付費89万9,000円の追加、障害者区分認定等事業では、対象者の増による医師意見書の作成に係る手数料について追加計上を行うものでございます。

21ページ、5目介護保険対策費は、介護保険対策事業において、平成30年4月の制度改正に対応するための介護保険システム改修業務301万6,000円を計上しております。

22ページ、2項児童福祉費4目保育所費、日良居保育所運営経費は、入所児童数の増加に伴う運営費の増額見込み等による指定管理料1,102万9,000円の追加計上を行うものでございます。

24ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子保健事業は、医療の長期継続が見込まれることから未熟児養育医療給付金80万円を追加計上しております。

26ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、担い手総合支援事業は、地域の中心となる経営体の育成や確保のため、農業経営の法人化支援として農業経営力向上支援事業補助金40万円の新規計上、特産対策事業は、イノシシ被害の増加に伴う防護柵等の申請増による鳥獣被害防止施設等整備事業補助金900万円の追加を行うものでございます。

また、27ページ、農園施設管理経費では、単価改定によるガルデンヴィラ大島管理人の賃金の追加及び農地中間管理機構事業は、農地集積に係る土地提供者の対象農地が確定したことによります機構集積協力金76万8,000円の追加計上でございます。

5目農地費、単県農山漁村整備事業は、日良居地区の地形図作成業務380万6,000円の追加、7目農村環境改善センター費、白木センター管理運営経費は、老朽化に伴う多目的共同利用施設の冷蔵庫の購入経費15万7,000円を新規に計上いたしております。

28ページ、2項林業費、有害鳥獣捕獲事業は、イノシシの捕獲について、これまでの実績から捕獲頭数の増加が見込まれるため、有害鳥獣捕獲委託料281万5,000円の追加計上でございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、水産振興対策事業では、安下庄漁港の生けすや給油施設レジスターの新設、樽見漁港の巻き揚げ施設のエンジン補修工事への漁業経営構造改善事業補助金209万1,000円、2名の新規支援者への漁船リース事業に係るニューフィッシャー確保育成推進事業補助金400万円を追加計上いたしております。

また、魚礁設置事業では、安下庄・東和地区の魚礁設置事業の中止等による2,085万円の減額及び大島地区の水域環境保全創造事業での魚礁設置工事の精算見込みによる追加、29ペー

ジ、漁港施設管理経費では、事業費の精査による2,593万5,000円の減額を、4目海岸保全事業費は、事業内の組み替えをそれぞれ計上いたしております。

30ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、廃止バス路線代替運行事業において、事業実績による39万3,000円の追加、3目観光費は、片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料について、これまでの実績から今後を見込み、歳入と同額の300万円の追加計上でございます。

31ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、地域要望や早期に道路橋りょう補修に対応するため、工事請負費等1,538万9,000円の追加を、32ページ、3項河川費2目河川建設費では、河川維持に必要な工事請負費570万円を追加いたしております。

33ページ、8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、白蟻被害による大島支部第3分団の消防機庫の修繕費22万9,000円の追加及び3目消防施設費では、老朽化に伴う同分団の旧消防機庫解体工事経費34万6,000円の計上でございます。

34ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において、経費節減のために現在使用されていない旧椋野小学校の校舎部分の電源分離に必要な経費等32万円の追加、学校統合推進経費では、統合後の中学校が魅力のある学校となるよう検討・協議を行うために新年度に設置予定の魅力化検討委員会の準備委員会に必要な経費の新規計上、検定支援事業では、各検定受検者の増加見込みによる35万3,000円の追加を行おうとするものでございます。

35ページ、2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において、各小学校の修繕経費の追加や三蒲小学校空調設備工事費の減額等による167万7,000円の減額を、スクールバス管理運営経費については、車検整備時におけるふぐあい補修に係る経費の追加計上でございます。

また、2目教育振興費、小学校教育振興一般経費においては、3月定例議会の際に御提案いただきました要保護・準要保護児童に対する新年度の入学準備金について新規に計上いたしております。

3項中学校費1目学校管理費は、東和中学校の屋内運動場の外壁修理のほか、中学校の施設の修繕に要する経費等169万8,000円の追加計上でございますが、36ページ、2目教育振興費、中学校教育振興一般経費においては、小学校と同様に入学準備金について新規に計上いたしております。

37ページ、4項社会教育費2目公民館費、かんころ楽園管理運営経費は、実績により電気料金の増加が見込まれることから光熱水費10万3,000円の追加、5目社会教育施設費、東和総合センターの管理運営経費では、新年度からの教育委員会再編に係る必要経費102万3,000円の新規計上でございます。

38ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、総合体育館・陸上競技場管理運営経費において、白木公有地汚水処理施設及び陸上競技場の汚水処理施設の放流ポンプ等の修繕経費37万3,000円の追加、和田体育館管理運営経費では、点検によりふぐあいが発生している自動火災報知設備受信機や誘導灯の修繕経費30万8,000円の追加、3目学校給食費、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、浄化槽の沈砂槽仕切り板の修繕経費33万円の計上でございます。

39ページ、12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきましては、久賀歴史民俗資料館、町衆文化伝承の館及び町衆文化の薫る郷公園指定管理料からスクールバス運行業務委託事業につきまして、議案第17号から議案第21号にてお諮りいたします、指定管理者の指定に伴う指定管理料等の債務負担行為の設定を行うものでございます。

7ページ、地方債の補正につきましては、水産業債、過疎対策事業債及び合併特例事業債の限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第2号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 4点ほどお尋ねいたします。

17ページの企画費のふるさと寄附金返礼発送業務と代行業務の委託料というのがありますけど、これは寄附金が増えたというか、増える見込みを考慮して増額ということだと思いますけど、どういふ、委託料の積算というのは寄附金の件数や金額に応じて見積もるんだろうと思うんですけど、その辺の積算方法を御説明ください。

それと、21ページの介護保険対策費、介護保険システム改修というのがありますけど、これ

は当初予算に比べて6割程度の増額補正になっている。システム改修でこのような大幅増になっている理由、当初、何を見込めていなかったのかというところを御説明ください。

それから、22ページの保育所費の日良居保育所指定管理料、これが当初の20%増となっていますけど、普通、指定管理料というのは変わらないというのが原則だと思いますけど、これが増えた理由というのを御説明ください。

それと、36ページの公民館費、人件費が減額となっていますが、この理由を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 17ページのふるさと寄附金の返礼品に関係します委託料の根拠ということでございますが、まず発送業務でございますが、これは1件当たり1,800円で今後不足が見込まれる額をはじいております。

それと、ふるさと寄附金の代行業務につきましては、これ寄附金額の18%に消費税を掛けるというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんの介護保険のシステムの増額のことについてでございますが、介護保険システムについては、当初は社会保障・税番号制度に関する改修、また介護保険料算定に係る所得指標見直しに伴うシステム改修、3点目として、介護保険制度対応業務ということで、介護保険制度改正に伴う連携項目の修正でございますが、その3点で当初予算を計上いたしておりました。

今回につきましては、平成30年4月の制度改正に対応するためのシステム改修というふうなことで、その内容といたしましては、調整交付金における年齢区分の細分化ということと、これ4点ほどございますが、2点目として、介護認定の更新認定期間の上限の延長ということでございます。3点目として、介護保険適用外施設における住所地特例の見直し、4点目として、介護報酬の改定という4項目が、今回、平成30年4月の制度改正に対する対応というふうなところでございます。

それと、日良居保育所の増額の要因についてでございますが、この増額の理由についても3点ほどございます。

まず1点目につきましては、当初予算時に比べて公定価格が増加したためというのが1点でございます。2点目として、当初予算時より年度当初及び年度途中に入所児童の増加が見込まれるためというのが2点目でございます。3点目といたしまして、新規に保育士等を処遇改善加算2でございますが、これが創設されたためということによりまして、日良居保育所の指定管理については増額をいたしております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それと濟いません、公民館の人件費についてということでございますが、これは当初、公民館のほうの人件費につきましては、7名の職員を充てるという当初予算計上はしておりました。その後、人事異動等によりまして、2名減になりまして5名ということで、今回は補正をさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ふるさと寄附金の関係の1件1,800円、寄附金額の18%というのが委託料の根拠ということですが、これはどういう方法で決まっておりますか。

それと、日良居保育所の入所児童が増えるから指定管理料も上がったということが一因ということなんですけど、これは、じゃあ、いつの時点でそれは算定していくのか、基準日とかがあるのか。それで減った場合は、指定管理料も減額になるのかどうか、その辺をちょっと確認させてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） ふるさと寄附金のJTBへの委託料、18%がどう決まっているかということでございますが、これはJTBとの契約の中で、ふるぽサイトの運営経費とか、発送の、ふるさと寄附金の受け付け、あるいはふるさと寄附金の税の控除されるときの手数料、そういったものを含めまして寄附金額の18%ということで契約をしているところでございます。

それから、送料の返礼品調達業務の1,800円の根拠はということでございますが、これは周防大島観光協会のほうに委託しておりまして、ふるさと寄附金の郵送料込みと、あとはそれを郵送するための伝票を作成したり、そういったことを込みで1件当たり1,800円というふうな計算にしております。基本的にはそういう考え方でやっております。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 保育料の算定についてでございますが、園児数の増加についてということで先ほど御説明申し上げましたが、これにつきましては毎年度において、国が定める保育単価に毎月初日の入所児童数を乗じまして算出した保育所運営費ということでございまして、当初予算におきましては、入所児童数を30名というふうなことで見込んでおりました。それが平成29年の4月に36名、また平成30年の1月以降入所児童数が38名に増加するというふうに見込まれておりますので、指定管理料について増額予算を計上いたしております。

なお、実際に支出するものにつきましては、先ほどの根拠が毎月初日の児童数ということでございますので、実際の支出については実績に基づいて支出をさせていただくということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 最後に1点だけ。JTBとこの代行業務のほうを契約しているということなんでしょうけど、JTBと契約しているというのは、契約する中で、この18%というのは何かどういう——まず一つはJTBと契約する理由と、それとこの18%というのはどういう経緯で、例えば見積もりを全部、考慮して決めたのか、その辺をもう少し詳しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんの御質問ですけれども、今までは町の中で臨時職員を雇用して、ふるさと寄附金の業務というのをやっておりました。で、これがJTBのほうでふるぽというふるさと寄附金をポイントにかえて、ポイントによって、好きな周防大島町の特産品を選ぶことができるよと、そのポイントは2年間ほど持ち越しが、余った場合は持ち越しができますよというふうな、ふるぽサイトというのをJTBのほうで運営しております。それで、ふるさと寄附金の寄附者を増やすという目的と、町の事務の効率化を図るという観点からそういったもの、全国的にふるぽサイトを使っている自治体が多うございますので、それに倣って今年度から導入したということでございます。

その18%という額については、うちの町だけではなくて、基本的にJTBさんがふるぽサイトで登録するときにはその金額で、割合で契約をしますよということになっておりますので、今現在の契約としては寄附金額の18%をその手数料としてお支払いするという形になっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、26ページの農業振興費の鳥獣被害防止施設等整備事業補助金で900万円の増額ということで、これは900万円全部がイノシシのメッシュというふうに理解していいのかわかりたいです。

それと関連して、28ページにも委託費の増額としてあらわれていますけれども、要するに当初の見込みよりもイノシシの被害あるいは捕獲が多くなったというふうに分析しているのかわかりたいです。

それから、今年度のイノシシの施策の目玉の一つであるパトロール隊ですか、こういう施策がどういうふうにイノシシの捕獲、被害軽減にどういうふうに寄与している実態があるのかわかりたいです。

それから、34ページの教育費の2万8,000円、金額はわずかですが、中学校の統合による魅力化検討委員会みたいなものを立ち上げるということですが、これはどういうふうなプロセスで、どういうメンバーあるいはどういうことをしていくお考えなのかを伺います。

それから、同じく35ページと36ページに、それぞれ小学校と中学校の就学援助費の補正が

あります。要するに、どういうふうにも前もってお知らせをする体制をつくられたのか、具体的にどういうふうにするように変わっているのかをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんのイノシシ関係の質問について、3点お答えしたいと思います。

まず、予算書26ページ農業振興費の特産対策事業費、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金900万円を補正しております。先ほどメッシュかということでございますが、メッシュもありますし、電気柵もありますし、トタン等もあります。今メッシュのほうが多いかというふうに思います。

それと、28ページでございますが、林業総務費の有害鳥獣捕獲事業委託料281万5,000円でございます。これは捕獲の委託料でございます。当初は予算組んでいましたが、今回は追加で400頭の分です。イノシシ1頭当たり7,000円の400頭と280万円になります。

それと、最近小松周辺でヌートリアが出ておりまして、ヌートリアが10頭で1,500円、1万5,000円で計211万5,000円の計上となっております。

捕獲の予想でございます。今回の補正についても、それなりの根拠を持っておりまして、ここ3年間の9月末のとった頭数から、最終的に28、27、26と過去3年間の伸び率というのをちょっと計算しまして、昨年28年が一番多かったところでございます。

その伸び率が2.40に、ことし9月末現在の722頭の捕獲を掛けますと約1,800頭を想定しております。その差額分の400頭、280万円を今回計上したところでございます。

それと、あと3点目ですが、パトロール隊、ことし結成いたしまして、もう今動いております。各地区からいろいろな相談事が来ております。農林課の有害鳥獣対策班のほうに来ておりまして、その相談等につきまして、各個人の家とか地区に行き、ワイヤーメッシュの仕方とか、ついついワイヤーメッシュが離れたりしておりましたり、電気が来てなかったり、その辺の猟友会の会員さんの方が現地に出向いて説明をしたり、そこで相談に乗ったりしてございまして、逐次その日の日報は私のほうにも来ておりますが、それなりの相談事についても効果があるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に34ページの学校統合推進経費のほうの関係のことでございますが、平成30年度に中学校の魅力化検討委員会というものを立ち上げようと考えております。それに先立ちまして、今年度準備委員会のほうを立ち上げまして、今後、久賀公民館、これ場合によっては場所は変わるかもわかりませんが、仮に久賀公民館で4回を開催する予定で考えてお

ります。

その上で4名さんの教育委員さんの費用弁償と有識者の方、1回3名分の普通旅費を計上しているところですが、準備委員会の中では魅力化検討委員会で練っていただく計画案あるいは素案に関するアイデアにつながる意見を有識者の方からお聞きして、それを協議した上で教育委員会で内容を練って、また来年度の検討委員会のほうで具体化をしていくという前段階のことを考えております。

有識者の方につきましては、現状まだ具体的にどなたにというところを決めておるわけではございませんけれども、町内の起業家の方あるいは若い農業者の方、また町にゆかりのある成功者の方とか、魅力化につながるアイデアを出していただける方を、御提案をいただける方を有識者としてお招きさせていただければということを考えております。

次に、就学援助費のことですけれども、今年度、教育委員会のほうで、今年度から新入学児童生徒学用品、いわゆる入学準備金でございますが、これを年度内に支給をしたいという考えを持っておりまして、ただ予算のことがございますので、あくまで予定ということではございますが、この10月に保護者の方、保護者といえますか小学校におきましては、今度新しく小学1年生に上がられる保護者の方を対象としておりますけれども、あと中学校では小学校6年生の保護者の方を対象としておりますが、文書でもってお知らせをさせていただいております。

そして、タイミングといたしましては、小学校の場合は就学時健診がございましたので、この際に担当のほうが出向きまして、御説明をさせていただいた上で文書を配っておるところでございます。

あと中学校に関しましては、小学校6年生、学校を通じてということになります。文書のほうでお配りをさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） メッシュについて農家の方からは、古いメッシュ、鉄製のメッシュだと、下がでかく、メッシュの一角が大きいので、小さなイノシシがそこから入ってしまうということで、新たにアルミ製のメッシュに買いかえたりとか、そういうこともあるように聞いています。この900万円の中にあるイノシシ用のメッシュの購入というのは、新規の方なのかあるいはその、一旦鉄製のを買って、数年たったらまたかえると伺っているんで、そうした買いかえの方の補助なのか、もう一回補助を申請するという、そういう形の補助なのか、その辺を把握していれば、メッシュを買った人の何割ぐらいがそういう方なのか、わかれば教えてください。

それから、魅力化検討委員会ですが、これは統合したあとの久賀中学校が何か魅力化になるよというお考えで始めるものだと思いますが、教育委員会として全国的に何県のどこその中学校はそれで成功しちよると、そういう先例があるというような、検討委員会に提案するよう

なものが今あるのかどうか、その先例だけじゃなくて、教育長なりの腹づもりといいますか、こうすれば魅力ある中学校になるというような、そういう青写真なりを持っているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 防護柵の要綱の話になろうかと思います。町が単独でやっています防護柵につきましては、平成23年度から始めたものでございます。その中で今ちょっと集計をしたところではございますが、大変よくやっています。23年からことしの12月現在で、今、防護柵が延長で言いますと39万6,000キロ（発言する者あり）キロです。膨大な延長になっております。これに補助も含めると、42万7,000キロ（発言する者あり）あ、6,000メートルです、済いませんメートル、ごめんなさいメートルです。というような、本当今、キロとメートル間違えましたけど、にしてもすごい距離をやっているところです。

その中で事業そのもの、事業費、単独の事業費ですけど、これももう6,800万円を投資をしております。そのように大変な事業費をイノシシ対策にかけておりまして、先ほどの委託料から申しますと、平成16年合併後からこの29年まで、捕獲防御で3億1,800万円のイノシシ対策に経費を投資しておるところでございます。

という状況の中で、メッシュとか電気柵の更新の話なんですけど、今の900万円につきましては、新規も入っていますし更新、更新につきましては新規から3年間は同じ一つの番地、団地についてはできませんが、3年を過ぎますと、また新たに同じ土地でもやるようにしていますので、その900万円の中には、3年後経過すれば、できますというような要綱になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問ありがとうございます。（発言する者あり）魅力化というのは、統合校だけでなく大島中学校の魅力化も考えています。統合校だけではないというのをまず、最初にお伝えしたいと思います。

私どもとしては、教育委員会のあくまで方針ですが、方針としては40年に1校と考えていますから、40年に1校になるために、それに向けてそれぞれ統合校、大島中学校をどういうふうの魅力化していけばいいかという考えで、中学校全体の魅力化を考えています。

今、文科省に中央教育アドバイザーという制度ができました。若手で今、全国で四、五カ所だと思いますけど、課長補佐と係長クラスが担当してもらっていて、情報提供していただいています。その中でいいなと思ったのは、ちょっと済いません、今、校名がすぐ出ないんですけど、中学校を統合する上で前もって合同部活を始めて、すごく効果があったという例があって、それもあって方針の中に33年度に向けて、その33年度に3年生になる子のことを考えて、31年度

から合同部活を考えたいというような形で入れたりしています。他の事例も、今いただいでいて、それはヒントになるだろうと思っています。

ですから、統合校だけではなくて、大島中学校の魅力化もそう、それを結果的に、最終的に委員会で考えています、40年に向けての魅力化になるだろうという考えで、していきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この検討委員会は、いつまで開かれる。4回を予定しているということですが、一定の結論といいますか報告、こうすればいいという結論的なものはいつごろ出す予定にしているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今回予算化をお願いしているのは、魅力化検討委員会に向けての準備委員会としています。どういう形で魅力化検討委員会を機能させていけばいいかという御意見をもらいたいと思うので、多分1月から3月の間に開いて、4月から本格的に魅力化検討委員会を立ち上げていって、1年程度で魅力化検討委員会そのものの結論を出したいなと思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。討論、採決は最終日といたします。

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第3号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第3号から議案第5号の補足説明をいたします。議案第3号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、

補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国保負担軽減対策に係る一般会計繰入金の増減、歳出においては、一般管理費、特定健康診査等事業費に係る職員人件費の増減、国保基金積立金、償還金の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,126万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。47ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金3目特定健康診査等負担金については、交付決定額の確定により42万3,000円を減額するものでございます。

6款県支出金1項県負担金2目特定健康診査等負担金については、国庫負担金と同様に同額の42万3,000円を減額するものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を84万5,000円増額いたします。これは一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を131万3,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を252万2,000円増額、職員給与費等の調整により3節職員給与費等繰入金を147万8,000円減額、普通交付税の確定により5節財政安定化支援事業繰入金を181万円7,000円減額。

次の48ページをお願いいたします。引き続き、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により国保負担軽減対策を30万5,000円増額いたします。

次に、歳出についての御説明をいたします。49ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整により職員人件費を271万3,000円減額いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費は、財源調整でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費についても、同じく財源調整でございます。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査等、国・県負担金の減額に伴う財源調整と当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整により職員人件費を123万5,000円増額いたします。

次に、51ページをお願いいたします。

9 款基金積立金では、歳入額との調整のため7万7,000円を増額するものでございます。

10 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金1 目償還金は、高額医療費共同事業交付金等が返還見込みであるため88万6,000円を増額、2 目保険税還付金は、所要見込額の増に伴い51万4,000円を追加計上するものでございます。

以上が、平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額、歳出において、総務費に係る職員人件費の増額によるものでございます。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,616万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。59ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款繰入金1 項他会計繰入金1 目事務費繰入金について、職員人件費分30万4,000円を増額いたします。

次に歳出について御説明いたします。60ページをお願いいたします。

1 款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整により30万4,000円増額いたします。

以上が、平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第5号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの61ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億7,118万6,000円とするものであります。

事項別明細書の67ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

6 款繰入金1 項他会計繰入金4 目その他一般会計繰入金の257万円の減額につきましては、職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。68ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により300万3,000円を減額いたします。

4款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整として43万3,000円を増額いたします。

以上が、平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で、議案第3号から第5号までの補足説明を終わります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、私からは議案第6号から議案第8号までの環境生活部所管の3議案について補足説明をいたします。

まず、議案第6号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の71ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,114万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において財源調整のため一般会計繰入金を420万円増額しております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

歳出の1款簡易水道費1項事務費1目総務費の総務一般経費につきましては、27節公課費において、平成28年度分の消費税及び地方消費税の確定申告及び平成29年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税を348万7,000円増額するものでございます。

2項事業費1目維持管理費の維持管理経費につきましては、笠佐簡易水道の残留塩素濃度の的確な把握のため、ポンプ所内にある残留塩素計を修繕するため、11節需用費を71万3,000円増額するものでございます。

以上が、議案第6号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第7号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の79ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に297万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,655万円とするものでございます。

85ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款繰入金は、一般会計からの繰入金281万7,000円を追加し、財源調整をしております。

6款諸収入は、農業集落排水の秋地区における汚水処理費負担金について、平成28年度維持管理費の実績額及び流入量の確定により15万8,000円を増額するものでございます。

86ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款公共下水費1項事務費1目総務管理費の職員人件費において、人事異動に伴う職員人件費の調整等により181万6,000円を追加するものでございます。

次に、2項事業費1目の維持管理費において、11節需用費について、安下庄浄化センターにおける溶存酸素計変換器取替修繕費として105万9,000円を追加するものでございます。

また、同じく2目公共下水事業費の東和片添地区公共下水道事業において、三ヶ浦地区の管路基本設計業務について、測量に係る仮基準点の追加設置に伴い10万円を追加するものでございます。

以上が、議案第7号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第8号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

89ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から12万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,772万4,000円とするものでございます。

95ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金は、一般会計からの繰入金12万1,000円を減額し、財源調整をしております。

96ページをお願いいたします。

歳入の1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費の職員人件費において、共済組合負担金等の追加に伴う職員人件費の調整等により2万6,000円を追加するものでございます。

また、2項事業費1目維持管理費は、11節需用費の修繕費において、和田浄化センターし渣脱水機取替修繕、また内入・神浦発電機室換気扇の修繕費として合わせて126万7,000円を、いずれも経年劣化等による錆や腐食等による修繕費として追加するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金においては、下水道汚水処理負担金を平成28年度の維持管理費の実績額に基づき15万9,000円増額、27節公課費においては、平成28年分の消費税確定申告及び平成29年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税を157万3,000円減額するものでございます。

以上が、議案第6号から議案第8号までの環境生活部所管の3議案の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 続きまして、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書の97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額に262万5,000円を追加し、予算の総額を9,697万3,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。103ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料において、情島航路及び浮島航路において使用料の増額が見込まれることから、使用料177万4,000円を追加計上いたしております。

2項手数料においても同様に、情島航路の手数料を19万8,000円追加しようとするものでございます。

また、3款県支出金1項県補助金においては、各航路の補助金確定による254万3,000円の追加を計上しております。

104ページ、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金189万円を減額いたしてしております。

105ページからは歳出でございます。渡船会計におきましても他の会計と同様に職員人件費の調整を行っておりますが、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

1款事業費1目前島航路運航費は、海上旅客輸送業の最低賃金改定による経費等の追加でございます。

106ページ、2目情島航路運航費や3目浮島航路運航費についても同様に運航経費を追加いたしております。

以上が、議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説

明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第3号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）か

ら議案第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は最終日といたします。

日程第15. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に1,224万7,000円を追加し8億7,675万3,000円とするとともに、既定の支出に153万7,000円を追加し9億3,221万3,000円とするものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金に高料金対策県補助金1,154万4,000円を追加し、3目長期前受金戻入1節長期前受金戻入に平成28年度末時点の資産確定を受け65万6,000円を追加し、4目雑収益3節その他雑収益に4万7,000円を追加するものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の1節給料2節手当6節法定福利費及び33節負担金では、人事異動に伴う人件費の調整により増減を行うとともに、21節修繕費では、送・配水施設の修繕費520万4,000円の増額をしております。

3目総係費の1節給料2節手当6節法定福利費及び33節負担金では、人事異動に伴う人件費の調整によりそれぞれ増減を行っております。

4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費では、平成28年度末時点の資産確定による11万3,000円の増額を行っております。

3項特別損失1目その他特別損失1節その他特別損失では、平成28年度決算による未納使用料の確定と、6月賞与に係る平成28年度分の手当及び共済負担金相当額の人事異動に伴う調整により、339万6,000円の減額を行おうとするものでございます。

1ページに返っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、不足財源の内訳を変更しようとするものでございます。

第4条の特例的収入及び支出では、平成28年度決算により予算第4条の未収入金を17万7,000円、未払金を85万2,000円それぞれ減額し、1億3,656万6,000円及び8,821万円としております。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、人事異動に伴う調整により職員給与費を11万9,000円増額し、1億1,398万7,000円としております。

第6条の他会計からの補助金では、高料金対策県補助金分1,154万4,000円を増額し、4億1,099万7,000円としております。

以上が、議案第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は最終日といたします。

日程第16. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号周防大島町医療確保対策事業基金条例の制定について、補足説明をいたします。

現在（平成29年4月1日）、周防大島町立3病院の常勤医師の内訳は、東和病院で内科5名、外科2名、泌尿器科1名、橘病院では内科2名、歯科1名、また、大島病院では内科5名、外科2名、整形外科1名、眼科1名となっており、診療科が偏っている上に医師数が不足しており、勤務医の負担軽減を必要としているところでございます。

医師不足解消のため、他の医療機関等より非常勤医師を招聘し、勤務医の負担軽減、特殊診療科の充実により地域医療の確保を図り、町民の健康維持管理に必要な医療体制を構築することで、安心安全な生活の利便性の向上を目指す事業実施の財源確保を目的に再編交付金を活用し、周防大島町医師確保対策基金を造成するものでございます。

条文の内容でございますが、第1条におきまして、町民が安心して適切なサービスが受けられるように医療提供体制の整備に必要な医師の確保対策に係る事業の円滑な推進を図るため、周防

大島町医師確保対策基金を設置する旨を規定しております。

そして、第2条におきまして積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理について、それぞれ規定しております。

第5条では、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の一部または全部を予算の定めるところにより処分できることを規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行できることとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 医師不足対策のためである条例ということで、その対策自体をもちろん否定するものではありませんけど、今、このタイミングでこういう病院のお金にまつわる、しかも一般財源の負担を強いるような条例案を出してくるということ自体が、ちょっと私、理解しがたいんですが、この12月議会にこの条例案を出されるまでに至ったこれまでの検討の経緯とか、今回、この12月議会で提案する理由というものを詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） この医師確保対策の基金をなぜ12月にしたかということでございますが、実は、この基金につきましては財源として再編交付金を充てる予定としております。

29年度の再編交付金の額の調整を12月の補正予算で提出させていただくにあたって、この予算を提案するわけでございますので、あわせてこの条例につきましても12月に提案させていただくということになりました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、現状、先ほど医師が不足してるんですよというような御説明もありましたけど、それが実際にどうなのか。ほかの地域との比較とかいうこともあわせて、もう少し客観的な御説明をいただきたいと。

それと、この基金を活用して、どういう計画で、どういう基金を使って、人件費に充てるということなのかもしれませんが、どういう計画でこれから医師の確保をしていこうとしているのか。

それと、県には地域医療総合確保基金というのがあって、こちらでも医師確保対策事業というのがなされていると思いますが、こちらとのすみ分けというんですか、その辺の御説明を求めたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 実は、基金をつくらずに再編交付金をこの医師の確保対策に充てており

ます。本年度、予定では約4,000万円くらいの再編交付金を充当して医師の確保対策をやるということをご予定しておりますが、要するに、じゃあなぜこのように基金をつかって確保対策をするのかということをございます、実は、再編交付金はその事業を単年度ごとに申請をするということになっております。そういったしますと、国の交付決定が年度の途中で行われるということになります。そういったしますと、交付申請をするまでの確保対策、医師の確保分については再編交付金の対象にならないということになります。なぜかと言うと、再編交付金は単年度事業であるからであります。

そういうことありますから、基金に造成しておいて、基金から一般財源のほうに取り崩して財源に充てるということになりますと、年間を通じて活用できるということで、このような基金造成をし、そして来年度からはそれを活用して医師の確保対策に充てようとしているところをございまして、今まで、これまでも中学校3年までの医療費の無料化とか、または外国語活動のための外国人指導員の人件費とか、または観光振興事業に充てる助成金の基金とか、または福祉医療のための医療費の一部助成の基金とかというようなものを創設してやっておりますが、これはまさに年間を通じてその基金から活用できる。そうでないと申請をして、交付決定を受けてから後の事業について充当できるということになるわけですから、これは基金条例をつくり、基金を造成し、そして基金からの取り崩しでもって財源に充てるということであれば、年間を通じて充当できるということになるわけですから、今回、基金条例をお願いし、補正予算で基金の一部を造成しようとしております。

今回2,400万円ほど補正予算を出しておりますが、来年度から、さらにこの基金に造成する予算計上をしていき、それを再編交付金から充当していき、基金造成をし、そしてそれを医師の確保対策に充てていきたいというふうに思っているところをございます。

今、2点目の、県にも確保対策はあるじゃないかということをございました。町立の病院の、医師の確保の、人件費の財源に充てるというようなことには、県の医師確保対策は全く充当できません。これは、要するに新しい医師をどんどん育てていこうというようなことが目的の県の確保対策をございまして、医学生を県内に残そうとか、またはその奨学金を出そうとか、それらの基金をございますので、町立病院の医師を確保するために人件費を出してくれと言えれば、これは一番ありがたいんですが、なかなかそこには県のは充当できないということになってるんで、今回のこの基金を造成しようとしているところをございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この条例案の3条に、基金に属する現金は金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないというふうにも書かれておりますけど、今のこの時期にこういうことを書かれても、とても実効性がある規定とは受けとめていただ

けないんじゃないかなと、町民の皆さんには。

東和病院でこういう不祥事が発生したばかりで、事実解明もまだままならない。町民の皆さんには何のことか、どういう状態だったのか、何が原因だったのか、検証もこれからですので、今、この病院の話をしてもしようがない、考えようがないんじゃないかと。まずは住民の皆さんへの説明をしっかりとってから、それからこういうお金の話というものを出してもらわないと、とても理解が得られるとは考えられないんですが、今、この時点で、この12月でこの条例をつくらなければ医師確保対策ができないのかと言ったら、そういうはずはないはずでありまして、確かにお金の部分は重要、肝心かなめなところではあるでしょうけど、それを、今この時点でお金の話を持ち出して検討しなくても、医師確保対策はいろいろやっていけるはずですので、もう少し検討時間というんですか、それをおいて、出されるべきじゃないかなとは思いますが。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、それ要望ですか。

○議員（5番 田中 豊文君） 要望になりますかね。（発言する者あり）済みません、今、12月に上程しなくてはいけない理由をもう少し詳しく。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 先ほども申し上げましたとおり、この財源については再編交付金を活用してということになっております。再編交付金、当然ながら今から中四国防衛局との協議も始まるわけですが、そのためには12月に補正予算、その再編交付金の調整をかけなきゃならないと。12月にその補正予算を提出する以上、基金条例をこの段階で設置しなければならぬということで、このたびの条例制定になっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この3条の2ですね、基金の属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるという、このとおりでいくと、例えば国債に向けるとか、投資信託に向けるとか、そういう株投資にもできるようにも伺えるんですが、基金条例には全てこうした条文があるというふうに伺ってるんですが、これを残さなければならないのかどうか。今まではそういうことはしたこともないということも伺ってるんですが、これはそういうこともできるという規定を残す必要があるのかどうか伺います。

それから第1条の、先ほど町長が答弁されたことを聞いて、町民が安心して適切な医療サービスを受けられるようにするというところでは、まさに今、透析の統合の問題が上がってますけれども、こうしたこの基金を使って、患者さんへの医療サービスを引き下げるといような、そういうものを防ぐことができる、その枠として、それはこの基金でできるというふうに、町長のさっきの答弁で伺ったのですが、それはできるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 前段の質問の第3条に、有価証券に代えることができるというところで、これを設ける必要があるかということですが、当然、今、再編交付金でやっております基金については、全て定期預金で運用しているというところですが、やはりそのときによって有価証券で運用することもあるかもしれませんので、やはり幅広く構えておくというところで、これはできる規定でございますので、一応こういうふうに規定を設けさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 透析に関しましてですが、12月1日から大島病院に集約しまして31人、今のところ非常に順調に進んでおります。

そして、それが進めるということになったのは、医師を確保することができた、透析を昭和50年から専門にやっておられる、近畿大学の教授を経て定年になられた先生が、御存じのように出身が横見ということで来ていただきました。それで11月16日から従事してくれてまして、非常によく面倒を見てくださっておりまして、透析も非常に順調にいったるかと思えます。

いずれは、今、大島から外に行かれています20人弱の患者さんも大島病院で受けられればと思っています。その資金の財源としましても使わせていただければと思っています。

また、ほかに65歳以上の先生も8人ほどおりますので、もしそれに充当といいますか、充てていただければと思っております。

先ほどから田中議員さんが医師の確保と言いますが、今は幸いにも人数がどうにか3病院足りてる、常勤がいっぱいいっぱい足りてる状況です。ただ、この人たち、3病院全部、毎日、365日当直しなくてはなりませんので、常勤の医師だけではもうほとんど不可能です。それで、外からの先生をお願いしてるのと、もう一つは特殊科、例えば泌尿器科、これは3病院とも外からお願いしてます。そして皮膚科も現在、常勤がいなくなってますので、3病院とも非常勤で。そして耳鼻科は広島大学の医学部から週2回ずつ3病院にと。そして眼科も、大島病院は常勤がいますけれども、東和病院と橘病院は非常勤でということをお願いしてます。

現状ではどうにか医師が確保できるところです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のこの基金条例を充当して医師の確保をしようとしておる対象医師は、今、管理者のほうから申し上げましたが、常勤医師を対象に考えているわけではなくて、当然のことながら、国の交付金ですから、その常勤医師にこの交付金を充てて、その給与、人件費を出すということはとてもできない、当然のことです。それは当然、自分とこの診療報酬の中でやるべきだというふうに思います。

ただ、それでは賄えない、今、管理者から説明があった他の特殊診療科目、またはそういう方々を招聘することがなかなかできない、また患者の数からいってもそれを常勤的に雇用することは難しいというような状況の分野について、例えば年齢が少し、定年以上に過ぎておる方を嘱託として入れていただいて、入っていただいて、嘱託の分野というのは当然、非常勤の医師でございますんで、そういう方々の特殊な立場にある、嘱託としてからある立場の医師の確保をして、全体のバランスをとろうとしておるわけでございますから、その分野をこの米軍再編交付金を財源に充てたいというふうには思っております、ずっと交渉してまいりました。国のほうでもそのような、65歳以上通り越して、さらに嘱託医師として、非常勤でという分については認めるということになりましたので、今回、基金条例を制定し、基金に造成し、そしてそれを来年度からの嘱託医師等の人件費に充当しようというふうにご検討の、その基金条例でございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この3条のほうですが、ほかの条例基金との兼ね合いもあるかと思っておりますけれども、今の御答弁では、そうした投資に向ける幅といいますか、条項を残すということです。例えば、年金機構なんかが、そういうことでものすごい大きな赤字を出したりしましたけれども、そうした有価証券に代える場合というのは、どういう場合を考えておられますか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） これを有価証券で運用するということが考えられるのは、やはり有利な運用をとるところで、これになってくるんだろうとは思いますが、当然、その裏といたしまして、安定したといいますか、ああいうところもありますので、そういうところで損をするといいますか、今、言われちゃったようなことが起こるような運用というのはないであろうというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第11号をお手元に配付してある議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号をお手元に配付してある議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午後0時06分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17. 議案第 12 号

日程第 18. 議案第 13 号

日程第 19. 議案第 14 号

日程第 20. 議案第 15 号

日程第 21. 議案第 16 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 12 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第 21、議案第 16 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 12 号から議案第 16 号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 12 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同法及び人事院規則の一部改正規則が平成 29 年 10 月 1 日に施行されました。

また、本条例には非常勤職員に係る育児休業等についての規定がありませんが、育児休業法及び人事院規則の改正にあわせ、平成 32 年度から施行される改正地方公務員法に新たに規定される会計年度任用職員へも対応できるよう、非常勤職員の育児休業等についても国の基準と同様とすべく本条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第 2 条でございますが、育児休業を取得することができない非常勤職員について、人事院規則に準じた規定で第 3 号を新設するものでございます。

第 2 条の 3 につきましては、第 2 条の 2 の次に 2 条を加えるために第 2 条の 5 へ条ずれさせるものでございます。

第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 につきましては、非常勤職員の育児休業の承認について、条例で定める日及び条例で定める場合の規定を新たに加えるものでございます。

第 3 条、第 4 条及び第 10 条につきましては、保育所等へ入ることの申し込みをしているものの入所できないという特別な事情を有している者についての規定を加え、あわせて第 3 条に非常

勤職員の休業承認に係る特別な事情の規定を加えるものでございます。

第18条につきましては、小学校就学前の子を養育するために1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業を取得することができない者について、非常勤職員を含めた対象となる職員を整理したものでございます。

第19条につきましては、非常勤職員を含めた対象となる職員について、部分休業の承認について整理したものでございます。

なお、施行につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第13号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、平成29年3月31日にそれぞれ公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）のうち、平成31年1月1日以降に施行される改正事項等について、周防大島町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をいたします。

18ページ上段、附則第5条個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきましては、法律改正にあわせて改正するもので、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備をするものでございます。

19ページ上段、平成26年改正附則第5条につきましては、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備をするものでございます。

21ページ上段、平成28年改正第1条の2につきましては、法律改正にあわせて改正するものであります。

中段、平成28年改正第2条につきましては、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備をするものでございます。

続いて、議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでございます。

教育委員会では、平成19年4月の小中学校統合問題推進協議会の答申書を踏まえて策定した、当時の中学校統合方針に従い、平成27年度に中学校統合に関する町民意識調査を実施し、その後、平成28年度には、各学校運営協議会での意見集約を行いました。

この間、平成26年2月から、教育委員会会議において、中学校統一案について協議と検討を重ね、平成27年度からは、町長主宰の総合教育会議においても協議検討を重ねてまいりました。また、昨年度は、依頼のあった小中学校へ教育委員会から出向いて、中学校統合問題の説明会を開き、町広報誌を活用した情報提供に努めるとともに、本年2月と3月、町議会全員協議会にお

きまして、統合方針案の説明と意見交換をさせていただいたところでございます。

その後、これらを踏まえて、教育委員会では新たな中学校統合方針案を策定し、本年5月から6月にかけて町内5か所で説明会を開催し、8月には教育委員会会議及び総合教育会議で、新たな方針案への合意をいただきました。また、9月の町議会全員協議会での説明と意見交換を経て、このたび教育委員会としての中学校統合方針を決定いたしました。

本議案は、中学校統合方針における第1段階統合に係る町立小学校及び中学校設置条例の一部改正をお願いするもので、平成33年4月1日を施行期日とし、久賀中学校、東和中学校及び安下庄中学校を統合し、新しい中学校を設置するものであります。

新しい中学校の位置につきましては久賀中学校の場所とし、校名については周防大島町立周防大島中学校の仮称としておりますが、来年度以降において公募の上、校名を決定し、再度、学校設置条例の改正をお願いしたいと考えております。

続いて、議案第15号周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてであります。

本案は、町立蒲野保育所の廃止について、周防大島町立保育所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

蒲野保育所につきましては、昭和27年度に開設以来、地域の方々の御支援、御協力を受けながら管理運営を行い、幼児教育の充実を図ってまいりましたが、本年6月と9月の町議会の全員協議会において御説明申し上げましたように、近年の少子化の中で入所児童数が年々減少し、現在は定員30名に対し入所児童が6名となっております。

このような状況の中、来年度は新たな入所児童が見込めず、本年在籍の5名が残るだけとなる見込みでございます。

保育所運営上、極端に少ない児童数では、保育所としての集団保育の面からその趣旨に添うことができなくなること、また、運営費等においても多額の財政負担となることなどを考慮し、検討した結果、町として蒲野保育所を存続させることは極めて困難であると判断し、今年度末をもって廃止せざるを得ないという結論に達したものでございます。第2条の表中、周防大島町立蒲野保育所を削除するものでございます。

最後になりますが、議案第16号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、平成29年7月26日施行の公営住宅法施行規則の一部改正により条ずれが生じたため、同法施行規則を引用している条文を改正するものでございます。

それでは、改正の要点を申し上げます。新旧対照表の28ページをご覧ください。

第12条第1項中第10条を第11条に、第13条第1項中第11条を第12条に、第15条第2項中第8条を第7条に改正するものでございます。

なお、附則として、公布の日から施行することとし、適用は公営住宅法施行規則の施行日である平成29年7月26日としております。

以上が、議案第12号から議案第16号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第12号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 立法事実も書いてないし、その議案の説明書ってというのは、条例改正とかは特につけてもらわないと、非常にこれわかりにくいんですけど、私なりに理解したところをちょっと言いますんで、間違っていたら、また訂正していただきたいと思えますけど。

まず、育児休業法2条で育児休業の対象となる職員は、非常勤職員のうち、育児休業をすることができない職員は条例で定めるということになって、育児休業に関する条例の2条でそれを定めると。今回、この3号で、適用除外を適用しない職員ということは、要するに、育児休業をすることができる職員を列記するという構造になってると思うんですが、これはすんなり、単純に適用除外を列記するということはできないんでしょうか。例えば、今のところで、養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び特定職に引き続き採用をされないことが明らかでない非常勤職員というふうに書いてありますけど、これは、採用されないことが明らかである者を適用除外として列記するという形にしたほうがすっきりするんじゃないかと、形上の話ですが、その辺は御検討されていると思えますけど、この形式で条例を策定するという点について、その辺を踏まえて策定の趣旨というんですかね、その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、田中議員さんの解釈は、その解釈で結構だと思います。条文、しない場合、適用除外という表現が難しくなるということでございましょうが、ここはちょっと準則に基づいてあわせてつくっておりますので、御勘弁いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、2条3号のウと、ほかにも2条の3の3号イ、2条の4の2号、これでそれぞれ規則で定めるという規定がありますが、これはどういうものを想定しているというのか、どういう内容になるのか、あわせて説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 濟いませぬ、今、規則は特に定めてはいないので、ちょっとここでは御説明できないんですが、御了解いただけたらと思います。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町税条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは、地方税法改正に伴って、控除対象配偶者が同一生計配偶者に、単純に文言だけ変わるといふふうを受けとめられますけど、中身はもっと、構造が変わるといふか、配偶者特別控除とか、その辺の枠が変わるといふんですが、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 今回の改正につきましては、平成29年度の税制改正において、我が国の経済の成長力の底上げのために就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除と配偶者特別控除の見直しを行うこととしております。

そこで、今回の条例とは基本的には関係ないんですが、地方税法のほうで配偶者特別控除の合計所得額の控除額の範囲が、現行が今、38万円から76万円で段階的に配偶者特別控除を受けていたところを、今回の改正で配偶者の所得が38万円から123万円に拡充されまして、段階的に控除額が変わるといふのが今回、大きな改正になっておりますが。

今回の条例につきましては、所得割の非課税の控除対象配偶者の名前が、同一生計配偶者にただ名称変更したのみの改正でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） すおう大島広報11月号ですが、新たな中学校統合方針案を掲載されております。ただ、この新しい中学校統合方針ですが、これに関しては我々のほうにはまだ一切の説明が行われていないと思います。

このたび通学区域の件と部活動についての件、2つが新たに加わっているかと思いますが、どうして掲載以前に我々に説明していただけなかったんでしょうか。拡大学校運営委員会におきましては、最終的には議会が決められるということはしきりにおっしゃっていらっしゃいましたが、このような状況では議決も致しかねます。議会被軽視されているように感じているところでありますが、いかがお考えでしょうか。お答えください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 議会を軽視しているつもりはございません。

ただ、今回、ここで議案を提出する以上、町民の方には教育委員会の案をお示しするべきだろうと思って出させていただきました。

通学区域についてはここにありますように、従来のところは継続してはいますが、秋については保護者の方の御意見とアンケートをとらせていただいて、こういう形でどうだろうかというので、案として出させていただきました。

部活動につきましては、先ほどの御質問にありましたように、どういう形でスムーズにいくかという形でやる場合には、合同練習も要るだろうというので、案として出させていただいた次第です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 教育長は案とおっしゃられましたが、ここに、新たな統合方針を策定いたしましたとございます。いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 言葉足らずで済ませません。これ、あくまでも教育委員会としての方針です。済ませません。最終的に設置条例、決まっておりますので、これが決まりという言い方はできなかったもので、ちょっと案という言葉を使いましたが、その点は言葉足らずで失礼いたしました。教育委員会としてはこういう方針です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。私の希望なんですが、この統合方針案、検討します、検討します、検討しますという言葉が多くあります。教育長が強いリーダーシップを持ってこうします、ああしますというのを勧めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。答弁は結構です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もう方針も固まったようですが、私はちょっと順序が逆じゃないかなと思うんですよ。40年に最終的に1校統合ということを出して、今から検討委員会、準備委員会をつくって1年かけて検討して検討委員会を立ち上げるということなんだろうけど、それは先に統合案を示す段階でそれをやっておくべきじゃないのかなと。明確なビジョンもなくて、今度、1校になった時点で、そのときに生徒数減を理由にした対策というのはもう打ちようがないので、議論することはいいと思います。この議論というか、統合の議論を糧にして、説明会での御意見にもありましたけど、定住促進にもつながるような周防大島ならではの特色ある学校づくり、これが不可欠だと私は思いますけど。

今、吉村議員も言われましたけど、教育委員会というか、町としてのビジョンというのがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 大きなビジョンとしては、教育委員会の目標にもしております自立・協働・創造・ふるさとに誇りを持てる人づくり・地域づくりという形にしていますけど、ただ、学校に関しては、やはり町内にいても、町外に出ても、また帰って来ても、そこで生きていける人をつくっていかねばいけないうらうとは思っています。そのためには、例えばクラス替えがあったほうがいいと思うし、クラスマッチもあったほうがいいと思うし、数学とか英語とかは複数の教員がいたほうがいいらうという考えを持っています。そういう中で、子供たちが将来、主権者として、あるいは町民として、県民として生きていく、その力をつけてやりたい。そういう思いは持っています。

だから、何をもってビジョンというかというのは意見が分かれるかもしれませんが、子供たちの将来、例えば2030年ぐらいにどういう子供というか、大人になってほしいか、そういう思いでは今、やっているつもりでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私は、だから、その議論をもっと至論に、真摯にやらなきゃいけないと。結果、これまで10年近く何もなくて、この1年でバタバタと決めてしまったというんじゃないくて、それは危機的状況というのがあるかもしれませんが、もう少し時間をかけて、私は、ビジョンというのをまずつくって、それから統合方針を立てるべきじゃないかというふうに思いますが、もしこれで、もうやられるというのなら、これから1年かけて準備して、来年、その次の年から検討しますよということじゃなくて、もっと急いで、そういうビジョンを含めて、統合のための対策を考えていかなくゃいけないんじゃないかなと思いますけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。お言葉を返すようで大変申しわけないんですが、ここ1年でバタバタやったわけではございません。平成19年の統合方針がありまして、25年の12月から事務局で、それから26年2月から前回の統合方針をどう扱うかというのを議論してまいりました。そして26年の秋に、やはりこれは尊重しよう。尊重しようと思うからこそ統合方針にあります社会の情勢の変化や保護者や地域の声に配慮しながら進めること、これを生かして27年にアンケートをとったという形で、本格的には26年の少なくとも2月からは進めてますので、ここ一、二年でバタバタしたつもりでは、私どもはおりません。

内部でも議論していますが、また多くの方の御意見もいただくというので、いろいろ説明会もし

たりしてるわけです。その辺は少し時間をかけて私どもやってきたという点を御理解いただくとありがたいです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 学校の統合の問題というのは大変大きな問題でございまして、統合しなくてもいい、今であれば4中学校が存続できるということを目指すのが一番だというふうに私も思っているところでございます。

しかしながら、前の統合のとき、平成19年に答申が出ておりますが、そのときも将来の生徒数の減少を見越して、こういう将来の統合案というような思惑もあったと思うわけでございます。

しかしながら、平成19年の答申からこちら、まさに当時、将来の中学生人口の減少を見越したものが、それかまたそれ以上に減少しておるということからして、いずれ、中学校の統合を避けて通れないというような状況になってきたということございまして、今、教育長さんのほうからもお話がありましたように、平成25年、26年のころからこの議論が始まりまして、27年度からは総合教育会議というような形でできてまいりまして、総合教育会議というのは、町長が主宰者となって、教育委員会と町長との意見交換の場ということになっておりますが、そのようなことで検討を進めてきたということございまして、当然のことながら、その折々で議会の全員協議会、そしてまたそれらの中で統合方針案とか、または町民の意識調査等の実施の結果等についても説明していただいたと思っております。

そして、実際に平成33年の4月の統合を目指しておりまして、今回その条例改正案を出し、これが可決されれば法的に正式に決定するということとなります。そうすれば、さらにこれからの30年度、31年度、32年度は、本当に新しい中学校に向けての教育委員会としての取り組み、大きな取り組みが自主的にスタートするということになると思います。

今までもスタートしてないわけじゃないんですが、条例が改正されて、まさに平成33年4月1日が統合の日ということになれば、当然のことながら、それに向かってまだまだ調整できてないことがたくさんあると思います。それらも含めて本格的になるというためには、この時期に条例改正が必要だということございまして、ここで期日が決まったから、そしてまた3校が一つになるということが決まったからといって、これから先の、今からこの3つの学校、そしてまた一つ残る大島中学校をどのように新しく魅力的な学校にしていくかというのは、まさにここがスタートだというふうに思っているところでございます。

これまでに十分、もっともっと議論すべきではないかという御意見もございまして、まさにそれも大事だと思います。しかしながら、このように法的に決定を見てから、きちんとした、それに向かってやるということも、さらに大切なことだというふうに思っておりますので、これからは教育委員会だけではなくて、当然のことながら、町としても、そしてまた議会としてもさまざま

な議論、またそして意見を交換しながら、もっと魅力的な新中学校にしていけたらと思っておりますので、議会の皆様方の御協力もよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 一言だけ。

議会にもしっかり考えよというのであれば、しっかり情報を提供していただきますよう、お願いいたします。要望です。答弁要りません。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 先ほど副町長から説明をいただきまして、そういった中で、まず、今、町長からも説明がありました総合教育会議とか、教育委員会のほうのこれまでの経緯はお聞きしたところですが、9月の町議会のほうで、全協がございました。その中の、その意見交換の結論として、どういった雰囲気なのかなというか、どういった結論をもって、このたびの方向づけに臨まれたのかなと思ひまして、そこをちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 9月の8日、全員協議会で説明させていただいて意見交換しました。それを受けて、改めて教育委員会会議、総合教育会議をもちました。その上でこの案でいこうという形にした次第です。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 意見交換の場では、私も意見をさせていただいたんですけど、結局、このたびの広報にございます、これまでも再三上がっておりますが、平成33年4月の第1段階の統合と、それから云々の中に、最終的に平成40年4月に第2段階として大島中学校をあわせて町内の中学校を1校としますという、この最後の下の段ですね、これに対していろんな意見があるということを私もお伝えして、10年後のことを今、しっかりとこうして方向性を定めるべきだろうか。もちろん、そのときにはそのときで、もちろん協議はされるという答弁もいただきましたけど、このたびの平成19年の中学校の統合問題の推進協議会、この答申というものがこのたびもすごく根底のもとに事は展開されております。ごもっともなことです。

だからそういった中で、10年後の形というのを、今、これからの教育、ITを含めていろんな形で、これからの10年というのはまだまだ教育のあり方も変わってくるだろうし、全国的に少子化です。少子化の中で小規模校というところが一生懸命知恵を絞って、何とかこれからの子供たちにしっかりとした教育を、目的を持って臨まれる、自治体からのいろんな情報の収集もあるだろうと思います。そういった中で、そこまで、やっぱりあえて決められた形の方針を、今の段階で定めるということに対して、私はどうしてもいかなものかという思いしかないんですね。

今、教育長のほうから、全協が終わったあとに、もう一度、総合会議とか教育委員会の中でも

話されたという形の答弁をいただきましたが、私は前回の全協が終わった時点では、教育長のほうからは、下の段の部分については削除して持っていきたいと、そういった意見を、個人的な話ではございましたけど、いただいたから、それから先説明がないからその方向で出ると思った矢先、広報のほうでは教育委員会の方針として、しっかりともう、方針だけど、町民としてはやっぱり議会前にこうして出ると、この方針がある意味、決定づけられたものだなというイメージの中の拝読じゃないかなと。そういうふうに感じてしまうわけでございます。

先ほど議会軽視という言葉が出る中にも、そうではございませんという御答弁でしたけど、私もある意味、これはやはり残念な状況じゃないかなと思っておりますけど、その辺に関してちょっと御意見がありましたらお願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 定かに覚えてないので、明確には申せないんですけど、削除しますという言い方は、私はしてないんじゃないかと思います。文末については、ちょっと考えるという意味のことは申したかもしれませんが、このしますを削除するという言い方は、もちろん議会ではしてませんし、個別に話したときもした記憶がないんですけど。文末についてはちょっと御意見はいただいたし、ちょっと考えないといけんかもしれないという意味の話はしたかもしれませんが。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 削除もそうですね、下の部分は出さないという言葉に御記憶はないですか。（発言する者あり） 濟いませぬ。いいです。そういう状況の中で、私もしっかりとこういった形で条例改正の前に一度、何らかの形での説明があるものと認識をいたしておりました。やはりここに教育委員会の方針として至るまでに、町長主宰の会議は持たれたようですが、議会のほうの代表者も交えた形の会議では全くなかったようですので、その部分はただただ、ちょっと残念なところがございます。

しかしながら、決して3校がやっぱり1校にしくちゃいけないという現況も踏まえて、そういった部分に対して決して反対するものではありません。ただ、経緯としてただただ残念なことであったと、その部分だけ述べて終わります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の尾元議員さんの御質問というか御提案の中にもありましたが、教育委員会会議と総合教育会議、総合教育会議というのは町長が主宰するものなんですが、町長が入って教育委員との合同の会議になるわけでございます。これは、意見調整をするための会議だけではなくて、きちんとした法的な位置づけをされた総合教育会議というものでございまして、当然のことながら、重要な決定を執行部である町長と、独立した教育委員会との意見がずれたまま

でその事を運ぶということがないように、また、例えば大きな事件が起こったときに、町長部局と教育委員会部局とのそごが発生しておったというような過去の事例からして、総合教育会議というのが法的に位置づけられたというふうに思っております。

そこで、重要な会議については教育委員会会議で決定し、それを、例えば今回のように条例改正の提案をするという前には、必ず総合教育会議で教育委員会と町長との意見調整をして、それが、意見がきちっとまとまらない場合は、そのまま出せないという状況をつくっております。要するに、町長と教育委員会の、その教育委員会会議とが同じ方向性になったとき、はじめてこの総合教育会議での議決が採れるということになりますので、今回の条例改正を出すためには、正規な教育委員会会議と正規な総合教育会議を経て、その後この条例改正の提案をするということになったわけでございます。

それと、後段のことがずっと、尾元議員さんとは私もずっと議論をしてまいりましたが、例えば平成19年の答申のときも、結果的には今回の統合案とは違う方針になってしまったということになります。19年の当時の答申書をもとにはしましたが、結果的にその答申書のままにはならなかったということですね。結果的には、当時の答申書の中には大島中学校とあと残りの3校と、2つを別々にするというような答申ではなかったわけです。結果的に、その答申はありましたが、今回のいろいろな議論を経て、このような形になってきたというふうに思っております。

将来のこの1校を目指すという問題についても、今時点では、そういう答申が出ておりますが、次の数年先にまたその答申の時期になってきたら、当然のことながら、今回と同じように数年前からいろいろな議論が起りながら、またそのときに本当に1校になれるのかどうかというのは、当然、また大きな議論をそのときの、例えば教育委員会、町長、そして議会、そして住民の皆様方、そして保護者というようなものをいろいろ議論をして、そして最終的に1校になるかどうかというのは、ちょっと今、私たちはこの答申案がないと、答申案をもとにそういう議論をスタートするということになるんだろうというふうに思っておりますから、尾元議員さんの御心配の、1校を書かないほうがいいのではないかというのは、何度もお聞きしましたが、答申書にはそのまま1校を目指すということで、教育委員会会議も、そしてまた総合教育会議も、その議論の末それを目指すという今回の答申書のとおりというふうになったわけでございますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 町長、目指しますのなら私も賛成します。ここにはしめすと書いてあるもんで、断定してると思って、その部分があまりにも語尾がきついという意見を持っております。済いません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、この附則で、施行が平成33年の4月1日からというふうになっています。これによると3年先ということになってますが、一般的に、こういう設置条例は設置することが施行される前の年の今ごろといいますか、9月ごろといいますか、にこういう条例が上程されるのが一般的だと思うんですが、なぜ3年間も先のことを今決めるのか、まずそのところから伺います。

この2校を、東和中と安下庄を廃校にするということですが、廃校することによって地方交付税がいくぐらい減るのか伺います。教職員はどうなるか知りませんが、少なくとも学校そのものが減るといふことと、校長、教頭などの役職がいなくなるということの測定単位が変わりますので、かなりの金額が、地方交付税が減ると思われませんが、どれぐらい減るのか。

今、平成の大合併と同じように、全国でこうした町村の学校の統廃合が行われていますが、それは国によるいろんな法律が変わって、統合がしやすい状況がつけられている、統合することによって有利な措置が受けられるという、そういう国のやり方が変わっていることに基づくものだと思いますが、しかし、残念ながらこうした過疎地では、統合して学校を少なくするほうが、むしろ財源的には、教職員は全て県の人件費になりますし、町の財政的には不利になる、なったという例があちこちであるようです。そういう計算をしたことがあるのかどうか伺います。

それから、この統合が最初の世論調査というアンケート調査で、教育長さんの言い方では賛否が拮抗しているということです。私はそもそも賛否が拮抗しているような施策を、こうした形で強行するというのは、やはり間違っていると思います。私は、きょうはもう詳しく言いませんが、教育的にも小規模校が全て悪いというものではないし、むしろ小規模校であることの利点を活かしていく。部活動を社会教育に委ねていくなどの工夫をする。合併しないことで、初めていろいろ皆さんが考えて、そこを盛り上げていく。それでやっぱり地域に学校があるということでの人口の定住策といいますか、そういうものにも寄与していくと。それがなければ、ただ人数が少ないからこれもやめ、これもやめってやっていったんでは、それはもう政治ではなくなってしまおうと思うんですよ。そこにどれだけ人間が住みやすい状況をつくるか、活性化していくかというのは、やはりそういう不利な状況になった中で、どこまで工夫していくかが、町長の手腕をはじめ、問われていくわけで、こうした形で学校をなくしていけば、必ず過疎化に拍車をかけるということはもう目に見えています。

そこで、だから、もう一度アンケートをとって、世論が拮抗して、あなた方の言い分では議論をしてきたと言います。じゃあもう1回、その議論の結果で町民の皆さん方の世論がどうなったのか。拮抗していた世論が、賛成が多くなったのか反対が多くなったのか、もう一度アンケート調査をして、そこを確認しながら進めていくということでも決して遅くはないと思うんです。そ

ういうおつもりはございませんか。

それから今、尾元議員さんもおっしゃった、平成40年に大島中をなくして統合を完成させると。これは教育長さんに伺いますけど、私もこの文化センターの説明会に出ましたが、あそこでは賛成の意見は出なかったと思うんですよ。教育長さんはあれでおおむね賛成というふうに受けとめられましたか。ほかのところも、おおむね賛成というような、そういう、それは主観的な問題なんで、教育長さんがどういうふうに受けとめるかというのはいろいろな腹づもりがあるから、それは変わってくるかもわかりませんが、平成40年に、10年以上も未来の人たちの考えを、この場で決定するというのは、本当に民主主義に反するやり方だと思います。平成19年のときも私はそう思います。

今回のやり方が平成19年にこうした、ああしたっていうことを、今持ち出して、だからやらなきゃいけないという、その教育長さんの、住民の方に説明した、それが住民にとってはもう決まったことではないかと、というような受けとめもされたわけですよ。そういう予断を持つ、昔もう決めたことだからみたいな、そういったやり方で、この平成40年の大島中学校の廃校を、今、意見を出していくっていうやり方は、これはやっぱりやめていただきたい。

もちろん、今回のこの条例の提案そのものにも私、異論がありますけれども、以上の4点を伺うことにします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず、砂田議員さんからの第1点目の部分でございますが、こちらについては私のほうからお答えをさせていただこうと思います。

教育委員会のほうで、平成33年4月というところで2段階統合の第1段階目という日にちを設定するにあたりまして、これ、日程のほうといたしますか、スケジュールのほうを逆算した形で、今からいつできるかというような形のを考えるにあたりまして、中学校統合を行うにあたりまして、中学校の改修が必要になるということで、その財源をどうするかというところで、文部科学省の補助金のほうの利用というものを考えておりました。

その際に、平成30年6月以降におけます補助金枠を国のほうに要求する調査がございまして、その調査の段階で要望しておかないと、補助金が見つからないということがございまして、この補助金の枠を確保するのに30年6月、そして補助金枠が決まりまして翌31年に交付申請、その7月に交付決定を受けて31年から32年にかけて統合校舎の増築あるいは改築を行いたいという計画を考えますと、平成33年4月という日にちになりまして、それを逆算するともう来年度にはという形のを考えたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 最初に、最後の質問からお答えしたいと思います。

平成40年のことを今決めるのは民主主義に反するという御意見だったと思います。ただ、私ども教育委員会としては、方向性は示すべきだろうと思っています。

先ほど申しましたが、平成19年の方針が出てますが、それをかたくなに守ったわけではありません。その方針が本当にいいかどうかというのは、教育委員会で数カ月議論したんですよ、それをどう扱うか。だから、始めから前回の統合方針ありきでスタートしたわけではございません。

大島地区での説明会では、大島中学校を残せという御意見が多かったと思います。ですから今回、それだけが理由ではありませんけど、大島中、2段階統合をとった一つの考えは、大島地区の御意見もあります。

同時に、財政面のことも一応考えました。2月までは私どもは教育論で考えてました。お金も大事なんですけど、お金の前に、どういう教育が一番いいか。本年の2月までは教育論で考えてました。そのときには、こういう、何度も言いますが、どういう規模がいいとか、どういう内容がいいかという議論をしました。

2月、3月に御意見いただいて、財政のことも教育委員会として考えようと思ったので、今、一括で統合すると1学年3クラスの学年が出てきます。2段階統合すると1学年2クラスですと、仮に40年に統合したときもその同じ校舎の学級の数で済みますから、空き教室が出なくて済む。そういう面では費用が落ち着くだろうと思いました。

ですから、先ほどのアンケートの結果に触れますと、保護者は拮抗してました。けれども教職員と学校運営協議会の方は賛成が多くて、中学生は反対系が多かったと思っています。その段階で圧倒的に賛成、圧倒的に反対だったら、その前に議論した平成19年の統合方針をどうするか、議論の結果がまたもう1回、再議論するだろうと思います。平成26年から秋にかけて、教育委員会の5人の協議の中で、やはりこれは尊重していこう、基礎として考えていこう、そういう方向性が出たからこそ、そのあとの説明会であったんで説明した次第です。

そして、小規模校が全て悪いとは思っていません。それぞれ地域性があるかと思います。ただ、将来を見据えたときに、御存じのように小学校で1学年平均10人、60人以上いる学校は2つしかございません。そういう学校で、今度は中学校で十何人とかの学校に行く、そのあとまた高校とか専門学校とか高専に行く、それがよしとする立場の方もいらっしゃると思いますが、果たして教育論的にいいんだろうかというのがあります。だから、小規模は小規模のよさがあるとは思いますが、けれども、中学校教育はある程度の規模が要るんじゃないかというのが教育委員会としての立場です。

そして、段階を踏んで学校運営協議会も平成28年度に行いましたので、今、改めてアンケートをとろうという考えは持ってありません。

交付税についてはまた総務部長のほうに答えていただきます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それでは、学校統合した場合の交付税の影響額をどのように試算しているかということでございますけれども、平成28年度の普通交付税の算出資料に基づく試算でちょっと恐縮なんですけれども、それでいきますと、中学校費の中で生徒数・学級数・学校数それぞれで基準財政需要額をはじき出すわけでございますが、それをトータルいたしますと3,580万円程度、ただ、これにつきましては普通交付税の算定の、今、また合併算定替と一本算定という2通りの算定方法があるわけですけど、年度を考慮いたしまして、これは合併算定替を考慮しておりません。一本算定ではじいた数字でございます。

それと、またこういう学校数が減ったり、生徒数が減ったりした場合、急減補正というのがありまして、複数年、段階的に減少させていきます。そこも考慮はしておりません。これは普通交付税の算定の数字でございます。

ただ、学校の統合問題とかについて、教育長さんの先ほどの発言と被るところではございますが、財政的な有利・不利というところで統合問題とかを議論するべきではないと思ひますし、そういうことはされてないのではないかなというふうに、私どもは思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、3年前になぜという点ですが、改築工事の補助申請をするということだったと思うんですが、補助申請といいますか、設計からずっと建てるまでに、こんだけかかるということだったと思うんですが、それは統合によって増築をする、補助事業のときに、そこが統合されてることの確認といいますか、統合されている条例があるところだけ、そういうつくるときの補助申請ができるのかどうか、その補助をするときに条例が、そういう条例でなければならないというような、そういう要件があるのかないのか。

一般的にそんなことはないでしょう。例えば、今、教育委員会の場所、建ててますけれども、建ってから条例をつくるわけですから、3年も前にそこを、そういうことをやってないと思うんですね。（発言する者あり）統合をやってないからつくらないという、町長の今のやじがありました。統合を決まってからつくったもので、統合を、どういいますか、統合ができないから、できるかできないかがはっきりしてなければそれがつくれないと、そういうことですか。それを確認します。

じゃあ、ほかの今からのいろんな公共施設もそういうことになりますか。そこを。

それから、平成40年の関係ですけれども、それからアンケートの調査、これ、いろいろかわるから一つにして言いますけれども、やはり教育長が今までずっと言ったことっていうのは、平成19年を押しつけたわけではないと、今、答弁されましたけれども、しかし、実際の各所を

回っての教育委員会の説明にしろ、広報の記事にしろ、平成19年に決めたからと。最初に昨年の今ごろの説明も、平成19年の全協で決定されたからと、盛んに私に説明したんですよ。だけど、私は、全協はそんなことを決めるところじゃないよって言ったのに、いや、盛んにそれを言うよ。全然、教育長の態度は違いますよ。

平成19年に決めたことが、要するに大上段になってるという受けとめのほうが、保護者とか町民からすれば強いと思うんですよ。それから人数が減ったから、子供たちの人数が減るからということだと思います。

それから、そういった説明の仕方のいろんな、まやかして、きょうまで第1段階の決定段階まで到達してると思うんですよ。それならやっぱり、もう1回、町民の意思を確認するということが、最初に言った、皆さんの意思を尊重するということになると思うんですよ。

もう一つ言いたいのは、統合の直接の当事者は、やはり保護者と子供たちと思うんですよ。その保護者と子供たちは反対が多いんですよ。特に子供たちは66%ぐらいが反対していて、その子供たちの意見はどこで尊重するんかと言ったら、あまりいい答弁はなかったし、子供たちのそういう意見を持つてるという、その人権をどこで守るのかと言ったら、人権は大切だと思うよ。大切だと思うと言いながら、子供たちの66%の反対意見は、今の子供たちが統合した学校に入るわけじゃないから、つまり尊重せんでもええと。(発言する者あり) いやいや、今、学校に入るわけじゃないからとまでは言ったんですよ。その次に続く言葉というのは、尊重せえというものに対して、今、学校に入るんじゃないけえ尊重せんでもええということにしか受けとめられんですよ。

じゃあ、何でアンケート調査をしたんかということにもなるわけで、そういった点ではやはり、町民の皆さんの意見を尊重した結果がきょうのこの提案だというふうに、私は受けとめられないんですけども、今言った財政上の問題からどう考えるのかと。町の段階で学校を減してもそれほど財政的に潤うわけではないということについて、町長としてはどういうお考えを持っているのか伺いますし、やっぱり一番町民として大きな意見を持つてるのは、これが人口定住、若い人が、学校もないようなところに住むわけがないという、そういう町にしてしまうことについてどう考えるのか。その辺はきちんと答弁していただきたいと思います。(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(荒川 政義君) 暫時休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうからお願いします。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 第1点目の公立学校施設費国庫補助金の関係でございますが、先ほど申し上げましたスケジュールの中で、31年6月に補助金の交付申請をする必要があるというところを申し上げましたが、この時点では、設置条例の改正が条件となります。来年度につきましての補助金枠をとる段階では、条例改正が必要だということにはなっておりません。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 大枠での問題でございますが、前回もそうでしたと思いますが、今回も財政問題で学校統合の問題を、統合しなければならないとか、統合すべきだとかというような議論はしたことはございません。結果的に、最後は財政の問題になってくるというのは、これはいたし方ないことでございます。

もう一点、学校の統合が決まっていない状態、例えば、平成33年ごろにやるよというような状況の中で、例えば学校の増築工事を始めたときに、非常に保護者にとっても、子供たちにとっても、また議会の皆さん方にとっても、まだちゃんと決まっていないじゃないかと、もう校舎の増築をやるのかというような議論に当然なってくると思います。

いずれにしても、国庫補助金を申請するかしないかということも含めて、当然のことながら、平成33年4月に学校を開校するというのを条例できちっと決めていただいて、それで当然、その増築なりまたは改築なり、それに合わせたスケジュールを組んでいくというのが当然のことだと思います。

条例改正は、全て先にやるのかという議論がありましたので、それにもお答えしたいと思いますが、例えば文化センターをつくるというときに、文化センターの調査とか、設計とか、工事とかが始まって、完成が間近になった後に、設置条例を上程するというのもたくさんあると思います。

しかしながら、それは文化センターをつくるというまでに、いろいろな議論をしていただいて、それらの中で皆さんが全員が賛成したという状況の中で、多分行っておられるのではないかと、うふうに思うわけでございます。

学校のことについては、いろいろな議論がある中で、きちんとした統合時期が定められて、それに向かっていろいろな準備、そしてまた、予算についても当然ながら、それを進めていくというためにも、平成33年4月1日、統合学校を開校するというのをきちっと決めて、これに向かっていこうということでございます。

もう一点、これも大変私も耳の痛いお話でございましたが、過疎が進んだから学校を統合するというようなお話がありました。統合したら、さらにまた過疎に拍車がかかるというようなお話もございました。統合しないようなまちづくりというのが、一番の目標でございます。統合の必

要のないようなまちづくり、地域づくりをやるということで、当然、皆がそれに取り組んでいるというつもりでございますが、結果的に少子化、そしてまた過疎というものが進んでおります。

そうした中で、今回の統合についても余りにも小規模な中学校で、本当にいい教育ができるのかという一番もとを、根本的なところから、この議論も進んでおるといふふうに私は思っております。

ですから、過疎が進んだから学校統合をする、学校統合すれば過疎が進むということであれば、それは鶏が先か卵が先かということになるんですが、やはり学校統合をしなくてもいいような、要するに少子化にならないような、子供たちがたくさん元気な声が聞こえるような、そういう地域づくりをするというのが当然のことでございますし、それを目指しておるわけで、移住定住対策を一番に掲げて取り組んでおるんですが、しかしながらこの状況でございますので、そうした中で学校統合というのは進んできたといふふうに思っているところでございます。

今回、保育園の問題もまた出てまいりますんで、そういうことについても、学校統合や保育園の廃園というの、同じような考えになると思いますが、やはり、そのように少子化が進んでおるといふ現実、いかんともしがたい状況にあると思えますし、これからもそのようなことにならないように、先ほど尾元議員からもありましたが、40年の統合が1校統合しなくても済むような、2校がちゃんと存続するというような取り組みをこれからも進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 1点だけ。先ほど教育長さんが2月までは教育論で考えていたと、すごくそれが引っかかって、これからはしっかりと教育論とか、学力を上げるために僕は統合していただきたいんで、何かだんだんずれていっている気がしていて、私自身も、保育園の児童を持つ親であり、もろ当事者です。

僕自身は非常にチャンスだと思っているところもあって、これを機に、私自身も今、小学校、中学校の英語教育とかにも参加していますし学校も見ている。大島の子たちというのは、正直、学力が低い子も多いのと、勉強もなかなかしていないなという子も多いです。そういう中で、これを機に、先ほどもちょっと出ましたけども、先生方が複数になって、先生のレベルが上がることで、子供の学力を上げることだと思っております。

少ないから統合するといふのだと、僕は、それだけだと納得いかない。やっぱり学力を上げるために、何のために学校があるんかということをしつかり考えないと、だんだんずれていっとるちゅうか、教育委員会側からしたら、やっぱりそこは強いリーダーシップを持って、しっかりとこんなに魅力がある学校ができるんだよということを示していただきたい。それは僕ら当事者もそうですし、全町民にしっかりと示していただいて、しっかりと引っ張っていただきたいと思

います。これは要望なので、答弁は要らないです。一つだけ言えるのであれば、この教育論についてだけお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 学力も心も、しっかり育てていきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第15号周防大島町立保育所設置条例の一部改正について、質疑はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 三蒲保育所、人数が少ないということで閉鎖になる、これはやむなしと考えます。

1点だけお伺いします。町の職員である保育士、3月いっぱいまで保育園がなくなるわけですから、なくなるということで。あと残る一つは久美保育園だけですよね。久美保育園が、今、久賀保育園より随分負けておるとい、人数的にはお聞きしております。

当然、今現在おる三蒲の保育士さんは、町のどこかの部署に配属されていくんじゃないかと考えます。その説明とかいうのは、職員には、保育士さんにはしているんでしょうか、この1点だけ。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 現在、保育士さんを集めて、そういう説明というのは行っておりませんが、今後は必要かなというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。

○議員（7番 平野 和生君） はい。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これも、学校と同じように、蒲野保育園をなくすことで、交付税にはどれぐらいの影響があるのか伺います。

これをなくしたら3,000万円ぐらい節約になるというふうに、町長は以前説明したと思うんですが、3,000万円というのは、純然たる削減の部分だと思うんですが、本来なら交付税と差し引きするべきもので、その影響を伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 数字はちょっと具体的にはわからないんですが、ただ、交付税の算定については、措置人数で行うことだったと思います。

ですから、施設があるなしではなくて、町立保育園に入れている子供が何人おるかということ

ろが基礎の数字になっておったと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 園長さん、それから保育士、それぞれの単位があったと思うんで——じゃないんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに町立の保育園があることによって、交付税にカウントされておることはあると思います。

しかしながら、保育園は、当然のことながら、あれですね、措置費とそして保護者の負担とによって賄っておるものであります。

ですから、それは今現在の蒲野保育所、私は細かく覚えておりませんが、ものすごく大きな赤字になっておるといってございますので、それは、交付税の算入はゼロじゃないと思いますが、本来を言えば、保育所を運営するのは、民間はまさにそのとおりですから、措置費と、そして個人の、親御さんの保護者負担によってやるわけです。

ですから、交付税がそこで削減されるとか、されないとかっていうことを考えておるんじゃないくて、今現在の人数でいくと、6人でいくと膨大な赤字だったですね——（発言する者あり）ぐらいの赤字が出ておるといってございます。

それと、学校でもそういう議論があったと思いますが、いずれにしましても、6人を、6人の園長以下、保育士、または調理師で保育しているというのは、どう考えても、いかにも異常な状態だというふうに思っているところでございまして、それについては、いろいろ保護者のほうからも、また地域の方々からも御意見はありましたが、この現状をきちっと説明して聞いていただければ、いたし方ないというふうに大方の御理解はいただいたんだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 仮に、その地域で子供さんがまた増えたというような場合は、また条例でやるわけですか。休園というような制度はないんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ぜひとも再開ができるようにしたいと思いますが、そのようなまちづくりをしていきたいと思っておりますが、しかしながら、民間の保育所はたくさんあるわけです。ほか11園ですかね。（「11です」と呼ぶ者あり）民間があるわけです。民間の保育園が待機児童を持っておるような保育所ではなくて、ほとんどの保育所が、皆、定員不足になっておるといってございますので、それでもなおかつ、蒲野保育所周辺で蒲野保育所に通わなければならない子供がたくさんできてきてというふうになれば、それは当然のことながら、また考えなけ

ればならないと思います。ぜひともそういうふうになればというふうに願っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これも上程時期の問題ですが、7月26日に改正公営住宅法が施行されているということだと思いますが、これは、9月議会では上程できなかったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

今、田中議員さんのおっしゃるとおりでございます。深く反省しております。

ただ、この上程というか、提出するまでに、公営住宅法、またあるいは施行規則等の研究もございましたので、この時期になったということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第22. 議案第17号

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

日程第25. 議案第20号

日程第26. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第17号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから、日程第26、議案第21号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第17号から議案第21号までについて、一括して補足説明をいたします。

議案第19号を除く、議案第17号、18号、20号及び議案第21号の選定委員会の共通事項になりますが、公の施設の指定管理者の選定に関しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織するとされているところでございます。

それではまず、議案第17号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてであります。

選定委員会は、選定の透明性、公正性を図る観点から、全て民間の有識者とし、選定委員会では、大学教授、司法書士、これは書類審査の専門家でございます。中小企業診断士、これは財務の専門家でございます。文化財保護の専門家等5名で組織いただき、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

そしてその結果を受け、選定委員会にて優先交渉権者に選定された島の生活文化研究会を、周防大島町久賀歴史民俗資料館等の指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

議案第18号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定についてであります。

選定委員会は、選定の透明性、公正性を図る観点から、全て民間の有識者とし、選定委員会では、大学特命教授、司法書士、中小企業診断士、文化財保護の専門家等5名で組織していただき、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

そしてその結果を受け、選定委員会にて優先交渉権者に選定された大島国際文化協会を日本ハワイ移民資料館の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

(発言する者あり)

今のがですか、済いません。国際交流協会、大島国際交流協会を日本ハワイ移民資料館の指定管理者に指定しようとするものであります。

続きまして、議案第19号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町立日良居保育所の指定管理者を指定することについてお諮りするものであります。

平成24年4月1日より指定管理者制度へ移行しております日良居保育所につきましては、平

成27年3月の町議会定例会において、日良居保育所の指定管理者の指定議案の御議決を賜り、平成27年4月1日より3年間、引き続き、特定非営利活動法人しらとり会を指定管理者として指定し、日良居保育所の運営を行っているところでございます。

運営につきましては、当該団体と締結した基本協定等に基づき、法人の現状、運営の基本方針・目標、職員の体制、保育の体制、保育の内容、多様な保育ニーズへの対応、保護者に対する育児支援・保育相談、安全衛生管理体制・危機管理体制、地域との連携、地域の子育て支援等について、毎年度の事業実績報告及び実地にて確認するとともに、毎年度、山口県が関係法令等に照らし適正に保育所運営が実施されているかを実地監査いたします指導監査におきましても、実施状況は良好との結果をいただいているところでございます。

以上のことから、入所児童の健全育成を図る観点から、保育の継続性、安定性等を考慮すると、現在の運営法人を指定することが望ましいと判断し、このたび、指定管理者としての議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成30年4月1日から、平成33年3月31日までの3年間としております。

最後に、議案第20号及び議案第21号についてであります。

両議案とも、選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、中小企業診断士及び行政組織から計4名で組織し、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

議案第20号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第21号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定につきましては、非公募により優先交渉権者に選定された有限会社サザンセットとうわを指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

以上が、議案第17号から議案第21号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第17号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この施設は、今回の公募で唯一競合があった施設となっておりますが、資料が非常に簡単というか、事前に配布もされていない状況で、本日採決までということなんで、ちょっと内容について、選定された団体の島の生活文化研究会の性格とか概要を、この資料にあるものはいいですけど、どういう団体なのか、新規なのか現有団体なのか。

それと、審査基準の21で類似施設の管理実績はあるかという項目がありますが、これが各委員5点の配点になっているはずですが、ここが、どういうふうに評価されたか。

それと、競合団体についても団体名とか、その団体の概要とかも御説明ください。

それと、もう一つは、指定管理者の指定というのは行政処分であるということは、議会でも確認済みなんですけど、今回の公募選定にあたって、この行政手続法に則った手続きがされたものであるかということをお改めて確認させていただきます。

それと、選定されなかった団体、B団体については結果通知書にどういう理由で選定されなかったんですよというようなことが明示してあるのか、以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、詳細につきましては、社会教育課長のほうから説明させていただきますが、まず、私のほうからわかる部分については、ちょっとお答えをさせていただきますと思います。

A団体とB団体、2つの団体でございましたが、ともに、ともにといたしますか、A団体につきましては、既にある団体に新たな者が加わりまして、新しい新規の団体として申請応募がございました。もう一つの団体につきましては、まったく新しい団体ということで申請がございました。状況につきましては——あと行政手続法の関係につきましては、こちらに則ってという形で進めております。

状況の中身につきましては、それではちょっと代わりまして説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。まず、今回、優先交渉権者として上がった団体のまず説明ということでよろしいでしょうか、1つは。

島の生活文化研究会という団体が、今回、優先交渉権者ということで上がっております。

先ほど次長からありましたが、現行の宮本常一資料保存研究協議会という団体がありますが、それを母体として、新たに代表者が代わり、島の生活文化研究会という名称で団体を発足し、今回の指定管理の申請を出したというようなこととなります。

ちょっと済みません、確認をする時間を下さい。申しわけないです。（発言する者あり）管理実績。（発言する者あり）ごめんなさい、採点の関係ですね。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時45分休憩

.....
午後 2 時56分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼します。先ほどの田中議員のほうからの、指定管理者の審査表の中身の部分についてでございますけれども、類似管理施設の管理実績、これにつきまして、それぞれの各委員さんの採点はどうかであったかというところでございますが、こちらにつきましては、選定委員さんの個々の審査基準並びに審査項目の配点といったところの部分につきましては、情報公開条例に照らし合わせまして、回答については控えさせていただこうと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、今の実績の部分については、可能だといえ、その他町長が特別に定める事項に含まれているということによろしいんだと思いますが、それと、団体の性格ですけど、既にある団体に新たな人が入って新たな団体をつくったということで、この報告書にも、委員の意見で、両者ともまだない団体なので発展性を見ながら審査というのが難しいところではあるというふうに書いていますので、あくまでも新規団体として審査されたら、A団体もB団体も新規団体として審査されたらということによろしいのか、確認をさせてください。

それと、ちょっと経緯がよくわからないんですが——平成29年8月19日に設立されたというふうになっていますんで、どう見ても、外形的にというか、実態はどうであれ新規団体にしか扱えないのだらうと思います。

島の生活文化研究会が、平成29年9月1日付で指定申請書というのを出しているんですが、これは受理されているということで、この時点で指定管理者が変更になっているということによろしいのかどうか、確認をさせてください。

それと、選定委員さんがおられますが、この中に町の文化財保護審議会委員の方がいらっしゃいます。島の生活文化研究会の代表者も、同じく文化財保護審議会の委員でいらっしゃいますけど、選定団体の代表者と選定委員が同じ町の第三者機関、審議会に含まれて、所属しているというのは、教育委員会の所管する施設の指定管理者の選定において、教育委員会が事務局を担う文化財保護審議会の構成員が選定委員と応募者という構図になっていまして、これは、やはり公平性、公正性に問題があるんじゃないかと。それを防ぐために欠格条項とか、委員との接触を募集要項で禁じているわけですから、それを教育委員会みずからが犯していることになるんじゃない

かというふうに思いますが、普通だったら、この団体が応募してきた時点で、ちょっとその辺の議論もあるんかと思いますが、何かその辺の経緯があるんだったら、御答弁をお願いします。

それともう一つ、行政手続法の関係ですが、先ほど次長さんは、行政手続法が適用されたというふうに言われましたけど、そうじゃないんだと思いますよ。行政手続法3条の1項3号では、国会の両院もしくは1院または議会の議決を経てまたはこれらの同意もしくは承認を得た上でされるべきものとされている処分は適用除外とするという規定がありますので、行政手続法は、この指定管理者の指定処分には適用されないというのが正しい解釈だと思いますが、間違っているなら訂正してください。

もう一つ、一方で選定されなかった団体、これの、さっき質問しましたが、理由は示されたのかどうか、もう一回答弁してください。

それと、選定されなかった団体の手続については、行政手続法が適用されるのかされないのか、この辺も御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 1点の新規団体としての取り扱いかどうかというところにつきましては、少なからず各団体とも扱いとしては新規の団体だという扱いになっております。

ただし、その構成につきましては、団体のほうからもありましたけども、前の団体を引き継いでと、経緯を引き継いでというところにつきましては、ヒアリングの際も発言がございましたので、新規団体といいながら、前の団体を引き継いだ団体であるという形にはなろうかと思えます。

あと、文化財保護審議会の代表と兼ねておるという点についてでございますが、こちらにつきましては、少なからず各審査委員さんにつきましては、公平な審査がいただけるというところを前提に選任のほうをさせていただいておりますので、この点につきましては、今後、配慮するというか、検討する必要もあろうかと思いますが、少なからずそれを兼ねているからこの審査に有利に働いたとか、不利に働いたとか、そういった影響についてはなかったものと考えております。

あと、行政不服審査法の適用の点につきましては、ちょっと私の勉強不足の点があれば、もう一度確認をしたいと思っておりますので、お時間をいただければと思います。大変済みませんでした。

（「お時間というのはなに」と呼ぶ者あり）はい。（「お時間というのは」と呼ぶ者あり）うむ。

（「お時間というのはどれぐらい差し上げたらよろしいんでしょうか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「いやいや、誰かわかるんじゃないん。あなたプロなんじゃけ」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 不規則発言はやめて。（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○教育次長（永田 広幸君） 1週間程度（「いやいやいや、そりゃあこの場で答弁してもらわんと」と呼ぶ者あり）お時間をいただければ——（「解釈がいろいろあるから」と呼ぶ者あり）解

積がいろいろありますので、改めて本会議の場で答弁させていただければと思います。よろしく
お願いいたします。

最後の部分につきましては、もう一点、質問は——（「理由」「選定されなかった理由は明記してあるか」「落ちたほうに選定されなかった理由が伝わっているかどうか」と呼ぶ者あり）選定されなかった理由につきましては、少なからず文書では選定されなかったという通知のほうはしておりますけども、その理由どうこうについては確認がなかったものと、確認があったかどうかについては課長のほう——伝えているかどうかについては、そういった確認があつて、伝えたかどうかについては、後ほど課長のほうからお答えさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 3 時 05 分 休憩

.....

午後 3 時 07 分 再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長、答弁する。大丈夫ですか。藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 選定されなかった理由ということで、先ほど次長が言いましたように、その団体に対しては、優先交渉権者とはなりませんでしたがというような形での通知はしております。ちょっと文章がはっきりあれなんですけど、通知は確実にっております。（「理由は」と呼ぶ者あり）

理由、具体的な理由は、（発言する者あり）そうですね、優先交渉権者となり得なかったということでの回答になっていると思います。（「あと、指定管理者の変更も聞いたんですが、指定管理者を変更しちよるんかどうか、9月1日付で」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 確かに指定申請書は、29年の9月1日の段階で出てきております。

ただ、今の、周防大島町久賀歴史民俗資料館等の指定管理施設につきましては、宮本常一資料保存研究協議会が行っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 行政手続法の適用は、もう一度確認しておきますけど、指定管理者の指定については適用除外となっている。指定管理者を指定しないことでの適用はどうかということを確認しましたが、改めて御答弁をいただけるというのは、ちょっとどうなんかなと思いますけど、要するに選定の議案はこれに出ています。でも、選定しない、このB団体を選定しないという議案が出ているわけじゃありません。当然、行政手続法で定める除外規定、適用除外

の規定は、議会の議決を経て承認を得るものというふうになっていますので、選定されない処分は、この行政手続法の適用を受けます。

だから、当然のことながら、行政手続法に則った手続をしなきゃいけない。その指定をしないということは、要するに申請に対する拒否処分であるから、拒否処分をするにあたっては、議会の議決を経ないんだから、行政手続法に則った手続をしなきゃいけない。

行政手続法では、理由をきちっと書面で明示しなさいよというふうになっていますので、先ほどの御答弁では、理由は明示していないということなんで、そこは完全に行政手続法に抵触しているということになると思います。

それと、文化財保護審議会委員の話ですけど、これは、そういう出てきた段階にならんとわからんということは当然ありますけど、これは教育委員会の諮問機関ですから、当然、出てくるまではわからないでしょうけど、出てきた段階では、ここで同じ諮問機関に所属する方だなということになります。

それで、なおかつ教育委員会の施設の指定管理者を選ぶプロセスにおいての話ですから、そこはやはり、たまたまそうなったんですよじゃ済まないと思うんです。今後というか、今回の教育委員会の所管する施設で、教育委員会の諮問機関の構成員が選定委員と応募者ということになったという事実があるわけですから、これがある以上、やっぱり公平性とか公正性にすごい疑念を持たれるというのは、もうやむを得ん、無理からぬことだと思います。そこを払拭できるような御答弁があるんだったら、お聞かせをください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 指定管理に出したところが周防大島町久賀歴史民俗資料館等ですから、やはり歴史民俗文化財にお詳しい方が1人はいたほうがいいという判断です。それで、審議会の委員長の方をお願いした次第です。

そのあと、その文化財審議会の委員の方が、代表団体が応募した、じゃあ、お願いしている委員長さん外してください、先ほどの話ですが、それはどうかなという考えを持っています。

ちょうどこれは、御存じのように5人の合議制で組織決定ですから、その中でやはり公平性は担保されたんじゃないかなと。この方も、決してえこひいきする方ではないと、私は思っておりますので、5人の中で公平な審査がされたものと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

議案第18号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） この施設の修繕費とあと備品の扱いというものがどうなっているか、現状と今後について、指定管理者の経費負担について御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） ただいま田中議員さんのほうから質問がありました施設の修繕費のことです。一応、修繕費につきましては、一定の金額、現在、年間５０万円ということで決まっておりますけど、それを越えた段階では町のほうが代わって行くと。（発言する者あり）その年々ですね。（発言する者あり）済みません、累計ということで。（「１０万円じゃないかね」と呼ぶ者あり）はい。（「５０万円」と呼ぶ者あり）５０万円です。（「５０万円」と呼ぶ者あり）はい。（「今回から」と呼ぶ者あり）いえ。（「前から」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。

それで、備品の取り扱いですが、備品は、壊れた段階で修繕とかということもあるんですけど、それは、その物によって対応が違う、対応というか、修理すれば直るといふような部分もありますけど、多額な修理費がかかってというような場合には、双方協議して、新たな備品を購入するかというようなことで、最終的に決定、協議の上での決定ということになると思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） 修繕費については５０万円のラインで、指定管理者と町とで区分しているということだと思いますけど、現場で、例えばその、団体の方がボランティアで直されるということもあるようですので、その辺はよく実態を調査されて、そういう指定管理者に余り負担がかからないように、ボランティアでやるということ、できることでも、そこはちゃんと費用を手当てしてあげるべきだと思いますし、備品については、基本的に町が負担して交換するものだと思いますので、その辺、修繕費のどこまで見るかというのを、どういうふうに町と管理者で実態を把握していくのか、その辺を御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 修繕費ということですけど、（「まあ、そうですけど」と呼ぶ者あり）５０万円という、年間トータルで５０万円を超えるというまず基本がありますけど、それに対して、済みませんちょっと、（「だから、５０万円を超えたときに」と呼ぶ者あり）５０万円を超えたとき、（「町が」と呼ぶ者あり）町がその部分については施設に代わって実施するというようなことで認識しております。（発言する者あり）はい。（「その部分をやるっていう場合もあるようだから」と呼ぶ者あり）その辺は、（発言する者あり）はい、必ずあの、（「指定管理者さんでやってくれていることもあるようですから」と呼ぶ者あり）はい。５０万円を超えれば町ということ考えとっていただければ結構だと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。
田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これ指定の期間が3年間となっておりますが、この根拠は何でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 指定の期間の3年間についてでございますが、この保育所につきましては、一般会計の補正のときにも御説明いたしましたように、運営費等については、各年度ごとの国の保育基準単価に基づいて積算をしているというふうなこともございまして、また、保育の適正な運営を行う上においても3年間が適切というふうに考えて、実施をいたしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今お聞きした話によると、その所管でそれぞれ決めているということだというふうに受けとめましたけど、この施設は例えば3年とか、今5年の施設も増えてきておりますが、この施設は5年だとか、1年だとか、その辺をどうするのかと。私は、もっと長い期間も必要かなとは思いますが、それをどういうふうに適用するのか。それは、健康福祉部という話ではなくて、全体の統一的な運用のガイドライン、これを策定して、それに基づいてこの施設は3年を適用しますと、5年を適用しますというようなものがあるのかと思ったんですが、あるのかないのか、なければ、それを策定する意向があるのかどうか、全体的な話ですので、総務部長、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ガイドラインでというふうに言われましたが、例えば社会教育施設もあり、福祉施設もあり、そして商工観光的な施設もあります。それぞれの施設によって部内で協議をし、そして、指定管理者が公募なのか、非公募なのか、また、指定管理者自体が完全な民間なのか、第三セクターなのかというようなことも全てを加味して、ガイドラインで一律に決めることはなかなか難しいというふうに思っております。

例えばの一例ですが、温浴施設等がありますが、5年間でやっておったときに、燃料が高騰して大変にどちらも苦労したというような事例もございます。そうしますと、3年間ぐらいでその燃料高騰を、少しでもリスクを薄めるというようなこともございます。

また、長いスパンで経営感覚を持ってやっていかなければならないという施設については、できるだけ長期のほうがいいということもございます。

ですから、指定管理施設を全てをガイドライン一本で取りまとめるというのは、大変難しいというふうに思っておりますので、当然ながら指定管理の募集をかける時期になりましたら、それぞれの施設について、それぞれの担当課と部内協議をして決めておるとい状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御答弁だと、ガイドラインをつくる気はないよということだと思いますが、大抵の自治体は、もうそういうガイドラインをつくって、統一的というか、何もかも一緒に全てがちがちに決めてしまえということではなくて、基本的な考え方、指定管理料の積算も含めて、いろんな、こういう場合はこういう適用をするんですよということを定めておくのがガイドラインであって、一々事細かに、この施設はこういう何年にするんですよとか、そういうことを決めるのがガイドラインではないんで、ぜひともそういう基本的な、ケース・バイ・ケースでそのときの担当者が決めていくんじゃなくて、一つの基本的な考えの目安としてガイドラインをつくったらどうかという提案なんで、ひとつ前向きに御検討いただけないかなと思います。要望ですので御答弁は要りませんが、もし、御検討いただけるのなら、御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 要望、要望でね。（発言する者あり）はい、わかった。

砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 日良居保育所を、もともと直営でやっていたものを指定管理が適当だということの根拠といいますか、理由をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これ、ここの保育所はちょっと特殊な例でございます。町立保育所が3つあったんですが、日良居保育所というのは、特殊なというのは何が違うかという、あそこの敷地が、今、指定管理として、今は法人になりましたが、要するに白鳥さんという個人の持ち物でございます。そこを町がお借りして、そこに町が園舎を建てて、これ旧橋町のときでございますが、そして、恒久的な園舎を建てて、もう当然ながらずっと借りておかなければならないという施設でございます。

そこで、これは、砂田議員さん一番よく御存じだと思うんですが、お宮さんなんで、当然、お宮さんの宮司さんだけの、どういいますか、決定にはならない、要するに総代会で決めるわけですが、だんだん土地代を上げてほしいという要望が出てまいります。

私たちも、お借りしてから恒久施設を建ちよるわけですから、それに対して、いや、上げられないと言うだけではなかなか済まないということもありまして、それなら地主であるお宮さんが、以前はお寺さんですか、やっておったという経緯もありますから、それをやられてはどうですかと。向こうも、やりたいという気持ちもあったようですから、それで、あそこを、今法人を

つくっていただいて、指定管理に出す。

それについては、大変大きな議論がありました。そしてまた、民間に移行するまでは町の保母、保育士を1年間にわたってつけて、新しく入ってくる保育士と、町のベテランの保育士と合わせて、そして、1年間にわたってその引き継ぎをやってきて、このようになったということでございます。

これはまだ、今から議論しなければならないと思いますが、将来的にはぜひとも完全な民間に渡してしまうのがいいのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号竜崎温泉潮風の湯指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは、所管は商工観光課でしょうけど、ここにはプールもありますので、健康福祉部のほうも関与というか、関係のある施設だと思いますけど、その辺の所管課の調整というんですか、協議とか運営にあたって、その辺の協議調整はどういうふうに行われておりますか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今言う介護保険課と商工観光課の部内のやりとりというか、部と部のやりとりでございますが、商工観光課の業務とすれば、指定管理者のほうに一括で管理代行をさせていますので、日々の調整については、今までは、現指定管理者のちどりさんと今の町の介護保険課のほうで調整していると思います。そこで何かいろんな諸問題等、課題等があれば、商工観光がそこに出向いてやっている状況と考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは今回、非公募で指定ということになりますけど、収益性がある施設だからこそ公募にかけて、競い合って、機能をもっと発揮できるようにするのが指定管理者制度の一つのメリットでもあるはずだと思います。

今回、これで指定するにしても、これを既成事実として5年後も無条件で非公募とするのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 周防大島町にとって大変集客力のある、そしてまた、観光交流人口の拡大に大変大きく寄与している道の駅でございます。道の駅は、まさに私たち周防大島町の大変大きな財産であります。

そして、ここを運営しておる現指定管理者は、この道の駅ができたとき、旧東和町が第三セクターとして設立した団体であります。そこで、昨年11月に、道の駅が開設されて20周年というのを迎えました。そして、去年は約30万人の集客、そして3億円以上の売り上げということで、設立されて運営を始めてから一度も赤字を出していない、大変優秀な経営能力のある施設であります。そしてまた、それによって道の駅が大きく発展してきたということもございます。

そういうことで、まさにそういうふうには収益力のあるところだから、競争させてやるべきではないかという意見も、そのとおりだと思います。

しかしながら、既にこの企業は、ほかの事業を行っているわけではなくて、まさに道の駅を運営するだけの第三セクターでございまして、ここに非公募で指定管理をしておりますが、そういうことで、これから収益をもっともっと上げていただいて、町への納付金を上げていただくということについては、今後とも交渉をしていきたいし、また、その財務内容や収支を見ながら、この納付額も決めていきたいと思いますが、今後とも、できれば非公募でこの第三セクターとともに、道の駅の発展を考えていきたいというように考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 町への納付金を上げていただくことはもちろんですけど、公共施設として、これからの道の駅というのは、6次産業化への取り組みとか、地域コミュニティの拠点づくりとか、そういったいわゆる公益的活動というものも、そういう役割も担ってくるんだろうと思いますけど、そのあたり、町としての意向というか、指導方針とか、そういうのがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 道の駅の今後の運営方法に関することになるかと思いますが、今、町の施設で納付金を納めてもらえる指定管理施設は、本当、道の駅だけでございます。収益についても、大変な利益も得て、こういう納付金も、今回、少しではありますが、上げさせてもらっております。

その中で、今の支配人、大変経営センスがいいというか、いろんなアイデアを持っております。いろんなイベントもしております、今のチャレンジショップのある程度の助言なり、指導なりしております。そういうことをもって、町内の起業家の育成も含めて、町内の観光振興、商業振興等を、またますますやっていただきたいと期待しながら、答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第17号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案17号につきまして、反対の立場から討論をいたします。

久賀歴史民俗資料館等におきましては、5年前の選定におきまして、教育委員会が設立し、教育委員会の職員が運営する団体を教育委員会の所管する施設の指定管理者に指定したという経緯がございまして、当時の議会の皆様にも賛否両論、御議論をいただき、8対7で可決され、マスコミにもぎわしたという経緯があります。

今回は、そのような疑念や混乱を生じないように、公正、公平で、透明性の高い選定が行われることを期待いたしましたが、先ほどの質疑でも、ちょっと明確になりませんでしたけど、教育委員会が所管する附属機関である文化財保護審議会の委員が所属する団体を、教育委員会が所管する文化財保護審議会の委員が委員長を務める選定委員会で選定し、教育委員会が所管する施設の指定管理者に指定しようとするものでありまして、客観的に見て、教育委員会の内部で事が進められたと言っても過言ではないような形態になっておりまして、公平性や公正性の観点から大きな疑念を生み出すものであると言えます。

現指定管理者は、撤退したという形で、形式的には新規応募団体が競合するという、前回とは異なった構図ではありますが、前回と同様に教育委員会の内部で一連の選定が行われたという内面的な印象、構図は全く変わりませんで、前回の混乱について反省もせず、先ほどの質疑でも、余りのを得た御答弁もいただけませんで、公平性、公正性に対する疑念を払拭することはできませんでした。

一方で、町として、現指定管理者を支援したいという御意向があるのであれば、非公募で指定して継続をしてもらえれば結構な話ですが、それもせず、今度は手を変え品を変えといいましょうか、現指定管理者における組織ではなく、新しい団体に姿を変えて選定のプロセスを曲げようとするのであれば、何らかの個人的な関係性が働いているのではないかという疑念を、残念ながら招かざるを得なくなります。

選定のプロセスは非常に不透明でありまして、審査基準も機能せず、行政手続法にも抵触し、公平性に疑念がある、このような選定には到底賛成できるものではありません。

教育委員会も、行政手続法など、肝心かなめの基本法例すら理解せず運用していることが、先ほどの質疑でも明らかになりましたし、このようなずさんと言っても過言ではない選定手続、不透明な選定手続により選定された結果についてこの場で可決すれば、違法な手続をこの議会が追

認するということになりますので、本議案に係る指定管理者の公募選定の手続につきましては、否決した上で、時間的猶予はありますので、適正かつ公平、公正な観点から慎重審議を行うべきであるということをお願い申し上げます。

最後に一言だけ申し上げますが、この反対討論は、この選定結果をひっくり返そうなどと考えているわけではありません。資料も、きょうの朝配布されたという状況ですし、この即日採決という中で準備をしてきまして、討論原稿、この原稿もまともに書くことはできませんでしたが、きょうの質疑の答弁は、全て、ほとんど私の想定の範囲内でありました。これは、すなわち私の疑念、持った疑念が正しかったということの裏づけでもあります。町民の大切な財産であります公共施設の指定管理者をこの疑念を抱えたまま可決することだけは避けるべきだと思いますので、どうぞ、議員各位におかれましても、この反対討論に御賛同いただきますようお願い申し上げます、終わりいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第17号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第18号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第19号周防大島町立日良居保育所の指定管理者

の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第20号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第20号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第21号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第21号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第22号平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第22号平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事の請負契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本案は、去る11月21日に、12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字森890番地の有限会社木村建設が、6,437万9,140円で落札し、その落札価格に、消費税及び地方消費税の515万331円を加えた6,952万9,471円で、請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、江ノ浦・楽ノ江間の町道樽見・江ノ浦線最高点付近に隣接する、大字浮島349番2及び3を施設用地とし、有効容量120立方メートルの新たな配水池とこれに附属する電気室及び滅菌室を整備するものでございます。

なお、参考までに、工期は、契約日の翌日から平成30年3月30日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この入札も総合評価制度で業者が決まっておりますが、平成22年度から総合評価方式が導入されて、これまで30件近くということで、その結果が、今回の業者を含めて5業者に限定されてしまっているという結果があります。それについて、町としてどのような認識を持っておられるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 辞退者とかも多く出ているわけでございますけれども、その理由等も把握しておりませんし、これは結果として、こうなっているんだというふうな認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だからその結果について、どういう問題意識というか、何か認識を持っておられるかということをお聞きしたかったんですけど、仮に、結果的にこの5業者に固定しているんですよということであっても、やっぱりそういう結果がある以上は、何らかの問題意識を持つのが普通だと思います。

この制度を、前の議会でも申し上げましたが、総合評価制度を導入したがばっかりに、業者が固定しているということは、決して望ましい状態ではないと思いますし、総合評価入札制度が目指すものとも違うと思います。

現に、これは新聞報道の記事なんですけど、徳島のほうで実績を積むほどに、次回入札の有利になる仕組みだから、制度を見直して、落札業者の固定化を防ぐべきだという声が上がっていると。このシステムが続けば、いくら頑張っても受注できないじゃないかというような問題が発生もしております。

これを他の自治体のこととせず、積極的に——県内調査しましたが、周防大島町はかなり積極的に総合評価入札制度を運用しているということですので、結果、この5業者が固定化しているということの問題を解決するためにも、そういう制度上の問題があるんじゃないかというようなことを払拭するためにも、前にも申し上げましたが、一つはきちっと情報公開をすること、それから、客観的な制度として入札監視委員会ですか、これを立ち上げるというか、制度としては、入札監視委員会設置規程というのができておりますので、すぐにでも運用は開始できるわけですから、こういうのを運用して、そういう問題の解決を目指して、制度改善に取り組む必要が

あるのだと思いますけど、問題意識がないということは、このまま業者の固定化というものを黙認というか、放置し続けるということ、そういう御意向なのかもしれませんけど、まず一つ、今の入札監視委員会をなぜ運用しないのか、そこをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 5業者に偏っておるということでございますが、総合評価方式というのは、まさにそういうものだろうというふうに思っております。

というのは、この評価値がついておりますが、評価値の入札価格以外は、既にそれぞれの企業が、入札業者が持つておる素点があります。素点というのは、それぞれが、例えばそれぞれの点数で既に決まっておって、新しい取り組みを行わなければ、この評価点が上がるということはないわけでございます。あとは、それぞれの入札額によって、その評価点が移動しておるということでございます。ですから、総合評価方式というものは、まさにこういう結果が出てくるということになると思います。

ただ、今回のこれを見ますと、無効だとか辞退者がたくさん出ておりますが、辞退者については、今申し上げましたように、例えば、そういう素点について、自分のところに免許とか、またはISOとか、そういうものがないと、また取っていないということですから、はなから辞退しているという方もあるのではないかと思います。無効については、これは、ちょっといろいろな状況があると思います。どういう状況で無効になったのかは、把握いたしておりません。ですから、常に5業者に限定しているかどうかというのは、まだ十分な把握はできていないと思います。

総合評価方式がいいか悪いかという議論は、そこそこにあるんだろうと思いますが、しかしながら、県の工事自体も総合評価方式を相当入れております。周防大島町でも、全てに入れるわけじゃなくて、3,000万円以上ですか——については総合評価方式をとっておるということでございます。

入札監視委員会でございますが、特に入札監査委員会にかけなければならないような事例という、必要性を余り感じていないということが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういう現状認識をお持ちなのかもしれませんが、現実に執行部言われるように、5業者に限定した結果になっている以上、こういった、何で5業者に限定してしまうのか、それは、その制度上の問題、こういう制度なんだということなんでしょうけど、それはやっぱり、町として好ましくない状態だと。頑張ろうとする業者も引き上げていく、そういう業者育成というのも、行政というか、町の一つの役割があると思いますので、その辺を、問題が全くない、パーフェクトな制度だと言うんだったらいいんですけど、それを判断するのも、

要するに客観的な判断ができないとだめなんで、国も、入札監視委員会を設置を求めていますので、なぜ、周防大島町がそれを拒否するのかわかりませんが、第三者が、入札監視委員会を設置するかしないかも含めて、やっぱり第三者が客観的に判断することが必要だと思いますけど、それでも周防大島町は絶対に導入しないのだと言うのであれば、じゃあ何でこの規程ができているのかなと思いますけど、やはりその必要性があるから、入札監視委員会設置規程というのがあるんだろうと思います。

その辺も踏まえて、それと先ほど言いました、ほかの自治体でも、業者が固定化しているという問題が起きてますので、それとあと、近隣の自治体を聞いてみても、ほとんど年に1件か2件、うちはやっていないよという自治体もあります。そういう状況を踏まえて、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 総合評価方式が、必ずしも悪いというふうには思っていないわけですが、総合評価方式にすると、評価点数の中で満点でない業者さんというのは、当然のことながら、その評価値が下がってしまうから、落札しがたいということはよくわかります。

しかしながら、一時期は——満点になるかならないかというのは、それぞれの業者の取り組みのことですから、例えばISOが2種類ぐらいありますが、これらを取るか取らないかというのも、それは業者のことです。

ですから、そのように業者さんの努力を評価の点数に反映しておるといって総合評価方式というのが、必ずしも悪いというふうには思っておりません。ぜひとも、皆さん方にも御努力をいただいて、総合評価方式の評価点が満点になり、さらにまた、今度は入札金額でも評価点を上げる、価格が安ければ評価点が上がるんですが、そのようなことをして、入札に参加していただいておりますので、落札を目指していただけたらと思うわけですが。

周防大島町では、よそでは年に1件だというふうに言われておりますが、私たちもずっと、これになってきたわけじゃなくて、いろいろ試行錯誤を重ねながら、今現在は3,000万円以上を総合評価方式でそのように、例えば、入札業者の評価を見て落札を決定するという制度に取り組んでいるわけですが、ですから、他の自治体が、例えば、年に1遍しかやらないよというのを、例えば、1億円以上だというふうにすれば、当然、周防大島町でもそういうことになるかわかりません。

ただ、総合評価方式を望んで、望んでいるかどうかはわかりませんが、私たちは、総合評価方式も一つの入札の制度としてから、十分機能しているというふうには思っているわけですが。

それで、入札監視委員会でございますが、入札監視委員会を、何で設置しないんだというふうには言われますが、じゃあ何で入札監視委員会を今ここに置いて、要するに入札監視委員会を総

合評価方式をいいか悪いかを審査していただくというふうには、田中議員はおっしゃるのかもわかりませんが、私たちは、今、執行部の方針で、特に業者さんからもものすごくこの制度がまずい制度だというふうに言われておるといふふうなこともお聞きをしていない状況の中で、特に入札監視委員会の設置の必要性を感じていないということでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 総合評価方式の問題点等もあろうかと思いますが、単純に疑問です。5業者に評価点が、満点が限られるわけですね。今までの入札は、その5業者がかなり接近していたり、同じ金額だったわけですね。今回、この5業者が結構ばらつきがある、入札金額に、この辺のほうの問題があると思うんです。こういう面でこそ、入札監視委員会が要るんじゃないかと思います。今まではほぼ、何円も狂わんぐらい、ぴたっとそろえています。今回、そろわんすぎじゃないですか。僕だけですか、そういうふうには。その辺を含めて、ちょっと無効の理由も教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 無効が2社となっておりますが、1点は判断基準価格を下回る価格で応札したということ。それと、応札をしなかった業者が1社、以上の2社です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。（発言する者あり）ほかに。（「議長、金額のほう」と呼ぶ者あり）金額。（「明らかにやる気のない業者が」と呼ぶ者あり）中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 積算が難しくなってきたらというふうには、私は思っております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第22号、平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は12月15日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時57分散会
